

# 議会運営委員会

平成18年11月29日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小野 隆雄

○里川宜志子

松田 正

浦野 圭司

三木 誓士

中西 和夫

中川議長

## 2. 会議の書記

議会事務局長

浦口 隆

同 係 長

峯川 敏明

## 3. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、浦野委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に、松田委員、浦野委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりであります。それではレジメに沿って進めてまいります。

1. 協議事項、（1）平成18年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

①会期日程につきましては、9月議会会期中の議会運営委員会で日程案を示させていただいておりますが、12月4日（月）から12月20日（水）までの会期17日ということで決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。平成18年第5回斑鳩町議会定例会は12月4日（月）から12月20日（水）までの会期は17日ということで決定させていただきます。

次に、付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、担当常任委員会には事前の説明がされていると思っておりますが、まず付議予定議案について、総務部長から概要説明をいただきたいと思っております。 植村総務部長。

（ 総務部長説明 ）

委員長 付議予定議案について、総務部長のほうから概要説明をいただきましたが、委員皆さまの方で、事前にお聞きしておくことがありましたらお受けいたしたいと思います。

松田委員 まず始めに、この助役を副町長にするということは理解をしますし、現在の助役が副町長になるということについても、法令で決められているから分かるんですが、問題はですね、同じように法改正が行われて、4月1日から会計管理者が置かれることになるんですけども、会計管理者というものは、普通地方公共団体の長が命ずるということになっているんですけども、会計管理者の位置付けって言うんでしょうか、例えば処遇って言うんでしょうか、そういうものは、格付けって言うんでしょうか、そういうものはどういうことになるんですか。

総務部長 これにつきましては、収入役が廃止になっていることから、いわゆる職務を引き続き行うものでございます関係上、やはりそれ相当のやはり立場の者でなければならないと我々は考えているところでございます。そうした検地から今後、会計管理者の格付けにつきましては、ただ今申し上げました内容を十分考慮する中で考えていかなきゃならんと考えております。今の段階におきましては、部長級にするか次長級にするか課長級にするかという事は決定はいたしておりませんが、ただ今申し上げました関係上、やはりそれ金額的にそれような職務をしていただくという事でございますので、それ相応の者をもって充てるという事になるという事で考えております。

松田委員 まだ決まっていないようですけども、やっぱり少なくとも会計管理者ってういうのは一人置いて、結局例えば町村ではあまりないと思うんですけども、県とか市の関係では、福祉の町であるとかあるいはどうかという関係はあるんですけど、そういう関係についてはみんな会計管理者に改められる、読み直すという関係があったり、あるいはこの斑鳩町の場合は、本人自身が任期中の途中の、これを機会に退職をするという

申し出があるという事を受けているんですけど、それに基づいて、特に会計管理者というのは、助役を副町長と変えるのと同じようにして、任務その他の関係っていうのは変わらんっていう風に思うんですよね、収入役とね、現行の。だからそういう事から行くと、処遇なりそういうものが一体どうなるのかなと。補助機関である職員の中から選ぶという、選ぶ範囲というものは決まっているんですけど、どういう形の者を選ぶんかという関係が非常に大事になってくるんじゃないかという風に思うんですけどね。だからそういう意味で今の行政界を含めていないということについて一体どうなのかなと。ある程度考え方っていうものが、出てきていいんじゃないかなと思うんですけどね。そういう考えの、それぞれの改正手続きが行われていくという風に思うんですけどね、今回12月議会でも。置くという事は決まっているけどもどんな人になるんやという事がまだ全然分からんという事ではどうかなという風に思うんですけど、ある程度分かりませんか。

総務部長

もう少し突っ込んで申し上げますと、おっしゃるとおりでございます。やはり委員のおっしゃるとおり、収入役と同じ職務を果たしていただく、ただ特別職ではなく一般職員になっただけでございますので、それ相当の者を置くという事は、私もそのように感じております。誰にということとは決定してはおりませんが、ただ今申しいただきましたことを十分踏まえまして、我々もそういうように同感に思っておりますので、そういったものの中で人選をして参りたいと考えております。

松田委員

収入役よりの会計管理者という風に替えるという趣旨っていうのは一体何なのか。仕事の内容という面からいきますと、収入役と変わりはないと、中身はですね、という風に思われる。それがいわゆる管理職、いわゆる常勤の特別職ではなくて一般職に変えられるということだという風に思うんですよね。例えばですね、そういう場合に会計の、今までは室長って言うてるんですか、そういう関係のものはどうなっていくんやろ、どう変わっていくんかなという事と関連があるという風に思うんで

すけどね、そういう点についてはどうなってるんでしょうかね。

総務部長　　いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、特別職はいわゆる今回の地方自治法改正で一般職の者でかわったという事でありまして、職務の内容につきましては、何ら変わらないという事でございますので、それをまた補助するという者も当然今までの会計室長置いておりますような者についても、そのまま置かなきゃならんと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、今までの収入役さんの機能を去るものを維持していけるような内容の中でしなきゃならんと考えております。

松田委員　　そうするとね、収入役を会計管理者という関係に改めて、一般職でもいいという事にするんだという狙いというのは何なんでしょうか。

委員長　　すいません、松田委員。内容についてはね、やっぱり付託されてからの事で、今は議会運営委員会ですので、付託先の決定に関連するような質問をちょっとお願いしたいと思います。

松田委員　　あまり喋んなという事でしたらもう喋りませんけどね。  
それでは、付託先が決まった際に言われてみてもね、付託を受けかねるという事もあるんですよね、この決めていく中ではね。非常に今回の関係について、議案の取り扱いそのものについて、あるいは説明内容について非常に曖昧なものが多いという事からしてね、あらかじめ付託をされた委員会でも混乱がないように、やっぱり聞いておかなければいかんという風に思ったんですけど、これで終わっておきます。

委員長　　他にございませんか。

( な し )

委員長

それでは、ちょっと建設水道常任委員会の委員でもありますし、先ほどの請負契約で、担当常任委員会の前もっての説明では、調査中という事で、現在決定したということをお聞きして、また本日の議員のレターケースにその結果が報告されておりますが、配布されるまでに、この書類だけでみんな認識してもらおうと、例えば建設水道常任委員会の皆さんにどのように連絡をしておられるのか、されようとされるのかだけお聞きしたいと思います。

総務部長

この関係について、色々、特に建設水道常任委員会の委員の皆さんにはご心配をかけておったところでございますけれども、そのような状況があった事から、今回また再入札をさせていただきまして、この関係等についても低入札価格を下回ったという事で調査をさせていただいた結果、先ほどご報告をさせていただいたとおり適正な価格であるという事を認めたということで、いわゆる落札者を決定させていただいたものでございます。そうした事で議会の皆さん方にご報告を、通常の入札の結果と同様に落札者を決定したという事でお示しさせていただいたものでございますので、特段この、心配かけておる事は重々承知いたしておりますけれども、特段私どもの方からご報告というようなものをしておらないと思います、担当の方もそういった事をしてないと思いますので、所管の担当の方もそういった事をされているかということは、私は承知しておりませんが、委員長の方から色々そういった事の配慮というような事もいわゆる、あらかじめする必要があるような事を私としては感じましたので、そうした事について、委員長の方へ通じまして確認の方報告するような関係の処置を講じてまいりたいと考えております。

委員長

私はね、何もこの議会運営委員会でどうのこうの、というんじゃないんですが、建設水道常任委員会の中ではそういう形で報告されとるんです。それが、果たして調査が完了してるのかどうかというのは、ここへ来てレターケースを見なければ分からないという状態では、やはりちょっと親切身がないのではないかなと、当然それは建水の飯高委員長、相

談されて、される方がいいのではないか。また幸いにこの議運のここには議長をはじめ、副委員長もおられますので、あと2名の方という事になると思います。そのような配慮をお願いしたいと思います。結構です。

他にございませんか。松田委員。

松田委員　今回の関係ですね、特に議案の関係、説明を受けた関係を全部言う、それぞれに携わって言うていいかどうかと思うんですけども、付託議案が決まらんから決まったところで言えという事を言われているんですけどもね、例えば先ほど言うような収入役の関係との関連の関係については、ここで言わなったら他でどこで言うたらいいのかなという風に思うからちょっと言うてね、あらかじめ認識をしておいた方がいいと思って言うたんですけど。例えば審議会の関係なんかについても、今までの関係で町側としては、この審議会の関係などについては議運でということをやったんですけども、前回でもそう言われたように、議運の関係についても、総務委員会の関わる関係のものについて総務委員会でまた言うんですけど、総務委員会では理事者側はですね、議運の結論に従ってという事を言ってるんですよ、そうするともう総務委員会で言うてみても仕方ないのかなという事を色々議論したんですけど、途中で止めました、私は、保留にしました。そして議運で言わなとあかんと思っているんですけど、議運の関係でもまたこれ、付託表なんかの関係を見ますとですね、総務委員会になってるわけですから、ここで言うべきでないと言員長に制約されるのかなという気もするんですけど、どこで聞いたらいいんですか。理事者側は議運でという事を言ってるんですけど、議運の決定に基づいて処理をするんだという事を言ってるんですよ。それで必要な資料を出してください、今回の関係、条文ではなしに、総務委員会で出してます、そうすると一覧表の関係っていうのはなくなってしまうと。その都度その都度審議する度に資料がころころ中身が差し替えられてしまうという関係で一覧表もなし、分からんやないかと。特に審議会の関係で委員の数について、条例と現行の関係は分かるけども、どう変わっていくんかという関係についても明らかでないということも言ってますし、そうい

う関係の資料をきちっと出すべきだということを行ったんですけども、それはこの議案の関係については議運で審議していただくことになってるんやから、議運でそういう意見が出た場合に、出すかのような関係を言ってますし、そしてしかしそういう事になってくると、12月定例会に出すと言うていながらですね、12月間に合わんじゃないかという関係などもあって聞いているんですけども、そういう風に言う。というような関係になって、一体この審議会の関係っていうのはどこで審議する事がええねやという事を、総括的な関係については、議運でということになるんやと思うんですよね。また、理事者側もそう言うてるわけです。それで、それぞれに関係すること、関係の常任委員会に諮ってるという事を言うんですけども、相対的に一体どこで審議すべきなんやろかという風にも思うんですよね。だからこれは両方に聞きます。

委員長

その事につきましては、先ほど私が松田委員の意見を、質問を制止したように感じておられますが、先ほどの副町長のこの議案につきましては、総務常任委員会に付託されてそのままやっていただきたいという事で、お願いしたわけです。そして今の質問につきましては、私も総務委員会の流れ、ある程度の事をお聞きしておりますので、そのためにも最初から総務課長も、この場に出席要請をしております。この事については、この場所で議論をしていきたい、そのように思いますので、総務課長の方で答弁をお願いします。 清水総務課長。

総務課長

先ほどの松田委員さんのご質問なんですけれども、前回、この月曜日に開かれました総務常任委員会の方で松田委員さんの方からおっしゃるようなご指摘をいただきました。その中で確かに私も総括につきましては、審議機関等附属機関等の見直しに係る総括については、取りまとめについては、議会運営委員会にお願いしてるという形で説明をさせていただきましたので、その中で今松田委員さんおっしゃいましたように、以前出てきた一覧表、今回ついてないので非常に分かりづらいといったご意見をいただきましたので、そのご意見にお応えする形で私が申し上



げましたのは、今回そういった資料について出してない事について、出してない事についてなかなかご理解を得られないという事については申し訳ないと謝罪した上で、次回ですね、12月の常任委員会ではそうした資料も含めて提出させていただくと。それから議会運営委員会で求めていますので、そちらの方では資料は提出はさせていただこうとは考えていますので、総務委員会にも次回の委員会でそうした、常任委員会にかかる事案については出していきたいという事で答弁を申し上げたということでございます。

松田委員 例えね、私の質問の仕方が悪かった事も事実。いわゆるなぜ総務委員会の意見が噛み合わないのかなという事で、自分なりに考えてみたんですわ。ところが、町側はですね、例えばですよ、ここでいつも言う防災会議の関係と国民保護協議会の関係について、例に出している議論をしたんですけども、結局防災会議はここでも言っているように、前に出した表にも書いてるように、定数26名以内と書いてるわけですよ、そして現実の16という風に書いていると。これは、この表で分かるわけですよ、今までの関係の資料、前回の総務委員会の関係では分からんわけですよ。そして、この防災会議の関係、国民保護協議会の関係は16以内と書いて16と言っている。これで結局結果的には定数と改正するという事ですから、それで正しいのかも分かりませんが、我々の説明、言われた防災会議と国民会議の関係は、何名なんですか、16という事で言うてきてる、その名簿まで出してきてると。それで、国民協議会の関係も16になって、16は16ですと。ただ、防災会議の関係は26が16、現在は16ですという事ですから、色々聞いた時には、16、16という関係しかあってない。だから防災会議も国民会議も同じ数やないか、という事を言うてきたわけですね。今度は違うんやと、ここで言うてるように確かに条例改正の関係では、結局は下の関係での数をだいたい合わせるという風な関係ですよ、結果的に端的に言うなら。26というのを減らしていきますよ、減らす事によってほぼ国民協議会と同じ数になる。同じ数にしますよというだけの事なんですよ。結果、

それは条例上、実質的にはそうなってしまってるという関係のところの線の置き方が違うわけですね。だから、現行の防災会議の関係が現行の委員任命している16名の中からさらに5名を減らすという受け止め方を私はしました、それは間違いだったんですよ、これで見ると。ところが26から更に15人という風に決めている委員、町長が任命する15人と決めている中から5人だけ減らします、変更しますという言い方に変ってるわけですね、ここに書いてるわけ。ところがこの受け止め方に問題があるし、このところにごまかし、私は言葉悪いんですけど、ごまかされたと思ってるんです。国民保護協議会についてやかましく、一体どういうメンバーになんねや、どういう事になんねやという事を聞いて名簿まで出さしてる。こうなるとね、防災会議の関係も名簿を出してもらわんと数じゃわからんようになってくる。だからこの間も言ってますように、以内という定義というのはどうなんですか。26名以内で16名にしても以内なら一名減らすだけなら以内なら以内という事になって、以内というのは一体どうなんですか。その尺度っていうのはどうなるんですかと。これで見ますと全く都合のいいように理解して、都合のいいようにやってるやないかという事になってくるやないか。その事がいわゆる報酬などの関係ともあいまって、どれだけ人は減った、あるいは報酬はなんぼ増えた、減ったという関係を明らかにしてくれといっても明らかにならんわけですね。それと同時に委員の中でも先ほど、前回の議運の時に言いましたように、委員はやるけれども、報酬をなくすんなら数を減らさんでもええやないかという意見もあると、そういう事について一体どうなのか。しかも、この委員の中にもですね、報酬があるという関係と、報酬に差があるという面なり、あるいは無報酬であると、現在でも無報酬の関係っていうのはあるわけですね。だから、結果的には読み合せをしても数の変更だけであって、全然、報酬費用その他の関係について全く関係がないという面の分だけをいらうという格好になってくる関係になるわけですね、町職員の関係については。それもほとんど町職員の関係でしょ、今減らすと言っているのは。ところが実質的に前回と全然変わらないと。ところ

が減らしたんだという風に思うんですけど、実際にこれは、数は減らすという関係、職員の関係っていうのは軽減される要求はありますけど、報酬その他の関係については全く減ることではない、という不満は、言うたからくりみたいな関係がですね、以内という運用によってずっと出てきてる。そういう関係にメスを入れるべきではないか。従ってそういう事をすると同時に、少なくともこの関係について見直しをしようとするなら、一覧表でそれこそ誤解のないようにするためにも、いわゆる委員会の数を減らす関係があるのかないのか、というのが一つ。ここでも統合したらどうかという関係はあるんですけど、統合というのは出来ない。委員の数はどう変わるのかということについて必ずしも明らかでないし、部分的に出してきただけなんです。そして報酬の関係をまた別で見ないと分からない。報酬のところでは費用何人分見てるかという事も分からんという関係になってくるんですよ。そういう審議の方法というものが議会としていいのかどうか。問題にされた時に我々は一体どう言うのだらう、という問題があるやないですか、だからそういう事を明確にするためにどうしても表として分かりやすい状態にして条文化したらこうなるという事の、はっきりするようにしてほしいということを申し上げたわけなんです。ところがそういう事については全然総務に出してません。総務に関係する問題についてでも、そしてそれは議運の関係だという風に一蹴されてしまった。そして関係の資料を出してくれと言うと、統合する、そういう資料を一覧にしてくれた方が分かりやすいし理解しやすいし、住民に説明しやすいという風に申し上げているんですけど、その事が無視されてしまう、というようなことがですね、私はどうしても納得ができない。だからこういう関係について、総務委員会でもですね、そういう議論っていうのは総括的に議案であろうが何であろうが、議運で審議をするとなっているから議運でやる、という事について、答弁をされているから、それなら質疑を省略します、審議する事について、ということをお願いしてきたんですよ。今回まだこの場所でも改まってませんよね。総務委員会で言ったことについて、出してくれという関係について、それはいつ出してくれるんですかと言ったら、

今度議会に出すという事を言うんですけど、それは議運で言わなければ出ないでしょ。どないなってるんですか、一体。委員会審議をして、委員会で議論をして質疑をしてみても、全然その事にはね返ってない。議運で言うても、その事については、そういう解釈じゃないという事で一方的に打ち切られてしまう、というようなやり方をしてね、そして審議せよ、議論せよと言っても一体何をやるんですか、という事を言いたくなるわけですよ。全くもって私は分からん。

委員長

その事につきましては私の方から、ご理解いただけないかどうか分かりませんが説明させていただきます。今議題としておりますのは、あくまでも付議予定議案の取扱いについて議論させていただいております。一方、この議会運営委員会は議長からの諮問として審議会等の附属機関等の委員選出基準等の見直しについてを継続審議しております。そしてその内容につきまして条例改正が伴うもの、そして規則とか、今松田委員がおっしゃってます予算的な事という事も関連してきます。その中の、区別をきちっとして議事を進めていかなければならないと、私は端的にそのように思っています。その事につきまして、今、この議会運営委員会に提案させていただいてますのは、あくまでも条例改正、付議予定議案の取扱いについてです。そしてそれは総務委員会にこの事も含めて提出されている、その中で議論を深めていただいているということは、私は承知しております。そして、今、松田委員がおっしゃってるような費用面、それらについては明確ではない、とおっしゃられる事につきましては、議会運営委員会の継続審議の中でそれらを明らかにしていただきたい。またそれを決定できるのは、私自身は来年度の予算審査の段階で明確にできると、そのように考えています。今、そのベースとなるべきものが議会運営委員会で議長から諮問を受けた中で、議論しておりますし、その以内という言葉についての扱い、確かにそれは予算どうなるんかという事についても、なってくる段階ですから今議論して決定していく、そして方向付けをしていくのは、私たち議会運営委員会の中での方向付けだと、そのように考えますが、それと同じように並行して今の1

2月議会に予定されている条例改正についての議論の中でその事を検討していけば、提案されるものとまた違った感じのものになってくると、私はそのように思っています。だからしばって進めていきたい、そのように思います。そして、今の例えばでおっしゃってます、定数に以内をつけて、そして実際報酬の方へも提案されておりますが、それで節約になるのかならないのかと、そういう議論は次の段階に入っていくんじゃないかなと思っておりますので、その点について整理させていただきたい、そのように思います。

松田委員 僕はね、そういう風になってないと思うんですよ。例えば審議会の付属等に見直しにかかる条例の関係が、今までの各委員会の審議の状況なり、審議の結論というものを尊重した内容になっていないという風に私は思ってるわけです。本当にその関係条例が取り入れたものになっている内容として、総務委員会なんかにかかれていたら私は了解するんです。しかし、そうになってないんじゃないのか。一年間ずっと、長い間議論してきて、その議論の結果というものを踏まえた内容のものになってないやないかと、そうするとそんな条例を今回の議会で提出するという事について、充分審議を尽くした内容として出てるんかどうかという事に、私はなっていないと思う。しかも、これはちょっとまた別だとお叱りを受けるかも分かりませんが、各常任委員会の関係のいわゆる議会前の委員会での審議というのは、形式上は議案を審議をしないという事で聞き置くに留めるという事に集約なっていますけれども、実質的には事前協議なんですよ、事前審査してるんですよ。ですからいわゆる事前審査がなってそういう事であんまり問題がなさそうやと、内容にもなさそうやという事になってですね、そして本会議で付託をする、付託したら結局、事前審査してるからそのままいってしまうというのが形式の状態なんでしょ、結果的に。だから私はある意味では事前審査のような形をとってると思うんです。事前審査なら事前審査として本当にそういう関係について網羅された状態になって整理がされてきたものが条例となっているのかどうかという事について、意見を言う、そういう

事になっていないじゃないかと。しかもここで条例が出てるわけではありません。我々条例案を見てるんです、総務委員会で。そこには限定されてしまっているのではないか。だから、本当に議会が言ってるような関係にはなっていないし、注文しているような事について全然聞き入れられていないという事を言ってるわけ。それでも、それでいいんだという事になるんなら、もはや何をか言わんや。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時09分 休憩 )

( 午前10時36分 再開 )

委員長 再開いたします。10時50分まで休憩いたします。

( 午前10時36分 休憩 )

( 午前10時50分 再開 )

委員長 再開いたします。

先ほどから休憩前、または休憩中にも色々なご意見をお聞きしました。付議議案第61号の審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例についての内容、その他付託先についても、色々なご意見をいただいております。そうした中でまずこの議案自体のことについてのご意見にしばって更に議論を深めていきたいと思っております。付託先も含めての話、また今回この提出されるに至った経緯についてのご意見、また提出される予定のことについての事にも決定していきたいと思っておりますので、ご意見をお伺いいたします。松田委員。

松田委員 この場所にね、条例案が出てないからね、ちょっと皆さん分かりにくいし、よう言わん、言えないんだと思うんです。ただね今度、条例案として私もらった資料に示されてる関係では、防災会議条例と障害者福祉

計画推進協議会の設置条例と、それから斑鳩町次世代育成支援地区協議会の設置条例の改正と斑鳩町都市計画条例の一部を改正、斑鳩町社会教育委員会定数等に関する条例、斑鳩町青少年問題協議会条例、などが挙げられているんですけどね、ここの関係で特に斑鳩町特別支援教育就学指導委員会の関係の読み替えをするという関係なんかについては異論は無いんですよ、これはまあいいんですよ。防災会議の関係も必要だと言うなら、委員長言われるように置いていいんですよ、これは僕は代弁してそういう意見があったから言ってるんであってね、ただですね、この条例全体を通じてですけども、いわゆる大きな変わり目というのは学識経験者云々というような関係があったものを、いわゆる識見を有する者という事に改めたという事が主なんです、選び方としては主なんですよ。それはそれでええと思うんですよ。それと、あるいは関係行政課の職員という事で、一応有識者と言ってみたり学識経験者と言ってみたりしたことについて統一したということについて異議はない。ただ、先ほどもちょっと言いましたように、〇〇名以内という関係で、以内という関係についての定義をはっきりしといてもらわないとね、先ほど言ってるような国民会議とかいうように、10名の差があって以内であるから、というような事で言うということの極端な例が出てくるというような事から、やっぱり以内という関係の定義をもっと明確にしてほしいという関係と、それからここに掲げているだけの委員会や審議会の見直しだけでいいのか、廃止するものは無いのかどうかと。それから今まで議論になってきている例えば消防運営委員会のあり方なんかについては、我々も充分把握してないし、やっぱり意見のある事は事実、意見の内容っていうものを聞いた上で、現行で見送りをせざるを得んのかどうかという関係の議論というものをしていない。だからそういうものも必要であるだろう、という事から見ると関係のあるものだけをしといたらええわという事になるんか分らんけども、意外とこれだけでは物足りんのと違うかなと、充分審議をした事になっていかんのと違うかなと。例えばこれをやる事によって委員数がどう変わったんやと、現在と。その事が報酬についてどう比例していたんやという事が分らんやないかと、

そういう事が分かるようにしてほしいという事を今日まで言ってきたが、全然ないという事について一体どうなのか。しかもそれは、ちょっと込み入ったことになるんか分かりませんが、報酬の支払い対象にしてる人と対象にしてない人の関係になってくるわけですね、例えば町職員の場合なんていうのは、一応払わないという関係なんかの分が、条例の方で出てますから、報酬の関係のところで言うてましたから、そういう関係などなどを見ていくと、もうちょっと分かりやすいように説明、資料の関係も分かるようにしてくれたらいいんじゃないかということと、あるいは条例関係についてはこういう話、これで出されうかどうか、もうちょっと入れるものがないんかと。当面はこういうようにしようかという事になるかどうか、という事について判断する必要があるんじゃないかと、その事を総務委員会で決めるという事は出来んやないかという風に私は思ったんですよ。それは今までの関係についてこの審議会等の統廃合の関係、特に町会議員も含んで、議員も含んでということになったらね。ところが今までの関係というのは、議員が中心になって減らすという事ばかり言うてきたという事があるんですけど、報酬との結びつきともあるから、という事で言うてきた。ところがその辺の関係が一つも整理されておらんやないかと、だから整理をしてほしいと、そういう資料などを出してくれたらより分かりやすいし、より住民に説得しやすい事になるんじゃないかという風に、私は言うてきた、今日までに。それについては、議運で色々議論が出て、議運でそういう事になるとするなら、真にそういう事については出したらええと。じゃあその資料というのはいつに出来るんですか、という事になったら議会と言うけど、議会に本当に間に合うのか、12月で間に合わへんの違うかという心配もされるという事ですけど、いずれにしても議運の意見聴取した上でという事ですから、じゃあ議運で議論を言う以外に仕方がないねという事になって、委員会には私は審議を省略しますと、保留しますと、省略じゃなく保留しますという事を言うてきたということを今日ここで言うて、それでこれが本当に、今日そういった資料、委員会で言うたような資料が出されるかと思ったら、出ないし。あるいは今日このまま審議し



て、付託議案になってその時にまで出したらいいという風に当局はお考えになってるんかどうかという事などについても、明らかでないからそういう事を明らかにしてほしい、その事の方がより円滑に行くし、これでやむを得ないという事になるんならやむを得ないでもいいし。ただ、防災会議の関係で、先ほども言うように、防災会議と国民保護の関係、法律で別々、一緒にしたらという事が、同じ名前、一緒にしたらという事もあるし、あるいは別々になるんなら開催時期の関係をどうの、と言うて意見はあるんですけども、私はそれを言うてわけではない。だから15人を5人以内という事にするという関係についても、非常にこの情報分かりにくい条文である事は事実やという風に思うんです。ですから、せつかく改正するなら、新旧この一覧表出してくれてますけども、もう少しこれを見直した方がいいんじゃないか。分かりにくいなという関係については、総務では必ずしも否定されていないと私は理解してるんです。特に国民会議の関係、議論する時に名簿などを出してもらって、防災会議と一緒にやないかという事になって同じように16人、16人ですという風に今言うてるのは事実、当局の説明。その事が頭にこびりついて物を言うてるから、多少議論の過程においては問題があったなど、それはどこにあるんかなと、そこにあったんやなという事は今朝ほどになってですね、よく趣旨を見て色々精査をして分かったという事ですけども、やっぱりこれで本当に条件整っている状況として、そしてこれでええという事を、議運としても色々包括的に判断をした上で、これでもええんやと、中身、当局が提案する関係について、そして明らかにする関係については、あるいはこの内容の審議については総務委員会でせいという事になるんなら、そうなるんでしょう。ところがその付託議案を決めてくれる、それまでに一体この関係はどうなってるかという事について、私は明らかにしてほしいということ求めていた。あれが審議なんですよね、取りまとめをして言うなら。だからこういう内容だけで果たしていいのかなと。例えば委員会でも言いましたし、例えば議運でも私は前回の関係も言うてますけど、例えば旅館建築審議会と遊技場の関係についてももう少し統合する事が出来ないものかどうか、一緒に

してもいいんと違うかという意見を申し上げてますけど、それはそのままになってる、それはなぜなのかという事について、聞かせてもらってません。さらには、例えばまだ他にもありますね、町営住宅入居の関係についても色々言ってるけども、それについてもそのままという事になって、見送られてしまっている。これはこの審議会だけでなしに、町営住宅の委員会が開かれる度に我々、私は意見で必ず言うてきた。ところがそれも今回も直さず、せつかくの機会であっても見送ってしまうという風な関係になってくると、どこまでが言われているか分からん。それで、自分らの都合のいい事だけをやってるんじゃないかという風に言いたくなるという事で私は主張した、というのは今日までの経緯なんです。だからそういう上に立って、ほんとにこういう内容で仕方ないやないかという事を決めていっていいんやという事になるんやったら、それでいいんですよ、私はこだわりません。ただし、今まで言うたことと答弁もらってる事にはあまりなっていないな、そういう事の集約の整理をしたんです、という事に本当に議運が言えるのかどうか。それでこういう条例を出す事について、議案として中身の問題別にしても、議案として出す事についても、提案権は町長にある事は私は知ってるんです。ところがせつかくの機会ですから、こういうことがしたい、それについてもっと検討すべきだという関係について、町自らが直してもらった今までの経緯もあるわけですから、1、2の関係ですけど、ほとんどがこのままいってますけど、だからそういう意味で私はもうちょっと身のある審議をした方がいいんじゃないかという立場から申し上げています。そして特に町側に、絶えず説明の時には関係委員会の了承を得たということを絶えず言われるわけ。そしてそういう前提に立って議運の委員会に諮ってこういう事を出しますと言われてるんですから、議運はよろしい、と言ったらそれで通ったんと一緒やという風な認識になってしまうような感じも、今まで受けざるを、受ける事も出来る可能性、そういう気持ちがないにしてもあらずという風に思うから、果たしてそういう事で審議というものは充分尽くしたという風に委員としても言えるのだろうか、もうちょっと物足りなかったなとか、あるいは議論をしたかったのにと

かいう関係も聞いたりする事がありますからね、そういうためには、議論しといた方がよかろうと思ったという事だけなんです、私は。

里川委員　今、たまたま松田委員の方で例に出されましたこの表で言いましたら45、46、47あたりの建水でお諮りいただいた状況と、それと議会運営委員会でご発言のあった状況なども含めて行政側がその点についてどのようにその点について内部で協議をしていただいたのかについては、もう一度ちょっと説明をしていただいた方が誤解がなくていいのかなという風に思いますので、出来たらそこのところちょっともう一度ちょっときちっとご説明お願いしといたほうが、今例に出た部分ですし、その方がいいかなと思いますので、全く協議がなかったとは私も思っておりませんのでね、その辺ちょっとお聞かせしといていただきたいなと思います。

委員長　前回の議会運営委員会での議論を踏まえて、理事者側でどのように今対応されてるのか。植村総務部長。

総務部長　この関係につきましては、ご意見をいただいておりますという事については、我々も承知しております中で各常任委員会の中で、例えばこの関係につきましては建設水道常任委員会でございますけれども、その中においてまだ我々の側としてもやはり最終的な判断は出せない中で、委員会になってしまったという事がありまして、その後継続的にそういう話、内部調整をしておいた結果として、今日また出させていただいている関係の中で、ご指摘のいただいている内容で調整させていただいて、この関係については、各関係の所管する委員会の委員長さんにもご了解をいただく中で、出させていただいているという事でございますので、例えを申し上げますと、斑鳩町町営住宅入居者選考委員会については、実態にあわせてなくしていくという事と、斑鳩町旅館建築審査会と遊技場の関係につきましては、斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会とさせていただいたという中で、今日出させていただいて、後ほどうちの総務課長の方から説明

させていただこうという事の予定をしておりますので、そういう経緯がございますのでよろしくご理解をお願いします。

委員長

改善されたと言ったら表現が、改正されたと言いますか、それについての資料は、私の手元にまだ置いてあって、その後の最終の時に心配りしようとしてたんですが、先ほどの松田委員のご意見を聞かせていただいたんで、私自身、委員長として感じました。それは総務常任委員会に付託予定で事が進んでいた事と、議会運営委員会で結論を出すという、ちぐはぐな進め方をしていたという事に対して、色々な意見を聞かせていただいた中で、この議案については、議会運営委員会が最終的に付託を受けて、色々審議させていただく、そのように考えております。そして松田委員が色々提案していただいている出し方、また他の委員会についての事も、この今の付託先を決定させていただいた後で、継続審議の中でね、この議案についてここらはどうする、こうする、という事を前もってお聞かせ願っという、最終的に出していただいた時に審議を深めていただけるような議論を、事前の議論ではないんですが、お互いが理解を深められるということの、またご意見をお伺いしたいと思いますので、この第61号については、そのように諮っていきたいと思いますが、皆さんの付託先を議会運営委員会にして、先ほど副委員長も話してた事も含めて、この後の継続審議の中で、この議案についての事もちょっと掘り下げて議論したいと思うんですが、そのような進め方でいきたいと思いますが、どうでしょうか。

三木委員

私はそれでいいと思います。

浦野委員

結構です。

中西委員

結構です。

委員長

松田委員、そういう形で進めていきたいと思いますが。

松田委員

僕はね、この関係というのは12月議会に間に合わそうという事でこういう事にしぼったんだと思うんですよね、結果的には。だから当然に更に必要な問題になってる関係については、検討していくあるいは他の改善をどうするかという事について、更に継続審議という事をしていくんだという関係、ちょっとも当局から言ってないわけです。当局言わないかんわけやな、本来なら。それで、定義、先ほど言ってる関係でも今回改正する、とりあえずは今回こういう関係について改正しますけども、あとの関係の問題点っていうのは、指摘点については質疑、意見を検討を加えてその都度いわゆる必要な手続きをとっていこうというなら、とっていくと。その場合、特に今、問題なっている〇〇名以内という関係などの表現をしてる上については、それぞれに関係しますので充分にそういう点についての、定義、きっちりするとかいう事にして運用をする。そして言われる資料の関係については、やっぱりその都度明確にしてほしいということを書いてきたんですよ。と言うのは報酬の支払いの対象になる人を選ぶ場合と全く報酬の対象にならないという職員、教職員なんかの関係をいう場合とで随分違ってきますから、費用の関係。そういう面もその都度明らかにしてほしいと、そうでないと、実質的な関係についてその都度あれも出せ、これも出せという事を言わないかんようになってくるんで、私はやっぱり町側としてはそういう事に配慮をしてほしい。しかもこの狙いというのが、委員会その他の簡素化という事もあるし、いわゆる財源の節減、出来るものは差し控えるという2つの狙いがある事は事実ですから、その狙いをあくまでも活かした対応の処置をしてほしいという事さえ確認できれば、私はいいんですよ。ところがそういう面の極めて曖昧になっているという処理をされてきているし、または処理をされようとしている、という事を懸念するんです。

委員長

それでは、この第61号につきましては、議会運営会へ付託という事で再度決定していくという事で、他の概要説明の中での他に、何かご意見。

松田委員 申し上げて私の一緒になって色々申し訳ないんですけどね、給与の関係、いわゆる報酬の関係でもですね、例えば議会は3月議会で報酬と1名議員削減という関係で、定数と給与面に合わせて提案を实はしました。今回答申を受けてあったんだからという事で、冒頭で総務部長が言われていますけども、更に今度・・・するという事になってます。これについて答申だから尊重するという事については、分からんわけではないんですけども、あらかじめ議会の責任者と言いましょうかな、という関係について、一応こういう事を提案したいんやという事についてもお諮りをしてきているんですかと、内々に承諾を得るような格好してもらってるんですかと、そうであれば、総務委員会としても協議してもああ分かりましたという風な事を言えるんですけども、そうでないとするなら、言いにくいやないかと、先に決めてしまうわけにいかへんと、そんな事付託してないやないかということになるんで、その辺はどうなんかという事だけど、必ずしも明確でなかった、先ほども言われてますように冒頭に総務部長が言った、答申を尊重する立場で提供した問題であって、議会で議論をお願いした問題ではないという風に言われてますから、立場は分かったと。そうすると議会としてですね、今も更に継続審議になっている状況もあるんですけども、定数が、常任委員会のあり方なり云々という事も含めて経費削減についてどうするという関係も、色々議論していく事は事実だと思うんです、これで終了という事言っていないわけですから。そういう立場の中でどう判断をして、この審議に応じてきたらいいんかという事があるんですけども、どうでしょうかという事言ってるんですけども、やっぱり議運としては当面やむを得ないという立場をとるのか、あるいはそういう議論を最近こういう関係については好ましくないという事になるのか、その辺をちょっと聞かしといてもらわんと審議しにくいなという風に僕は思ってるんです。どうなんでしょうね。

委員長 今、松田委員おっしゃる事で、議長に一応報告してあるかどうかという事は差し置いて、この議会運営委員会で報酬を自ら付則を触って、や

るという事、内容は議員提案ではなかったですが、議員提案と同じ事で理事者側に出していただいた。それは全く議員提案と同じ事だろうと私も理解してますので、その事で今、特報審がそれと同じような、同じ回答、ちょっと微妙に違うところもあるらしいんですが、同じ事で条例改正が出されようとしています。冒頭で総務部長が尊重するという、普通の言い方なんですね、これはね。いつもの時と同じ事。ただ、松田委員が今おっしゃるように、この報酬については議会自らが前里川委員長にそれを決定して付則という形でやっていますので、付則改正という形でやっていますので、その事で現在の議会運営委員の皆さんの率直な意見をこの場でご披露しておいてもらいたいと思います。議長が聞いているかどうかあまり、総務委員会では何かそういう回答あったんですか。

松田委員 総務部長の見解、表明はあったものの他からの委員からあるいは議長からの弁明は一つもなしでした。だからあえて聞きませんでした。

ただね、問題はね、その事を議会が議員の定数をさらに確認しようとしてるとか、あるいは減らそうとか、色々議論してる事は事実や。どうしたらいいんかという事について、常任委員会のあり方と合わせて。だからそこを知った上でこういうものが出てるとするなら、現行の15にするという事を言いながら、経費の関係の節減という事を努力していると、してきたと。そしてまたこういう風にすると言ってる事を踏まえた上でこうして更に追い打ちかけることになるわけですからね、ある意味で。それは常任の理事者もそうなんですけども、結局はね、それで結局あとの議員定数その他の関係というのを踏まえて、減らされへんのやったらこれだけの事をまずせい、という認識で言われてる分とあるいはそういう事に関係なしに、とにかく最初に7%減らしなさいという関係とで随分違ってくると思うんですよ、我々の認識の仕方、あるいは審議の仕方、住民の訴え方についても随分あると思うんで、その辺についてやっぱりこれからも、後の関係にもあるんですかね。そういういわゆる議会の財政健全化と議員定数について、関係する問題ですから、そういう事を踏まえてこういう答申になって、しかもそれを踏まえてこの改正条

例、12月に提起されるという風に受け止めれば、議会としても割にきれいに決まるか分かんと思うんです。ところがそうでもない、こうでもないという事になってくると、余り感じのいいものでもないですから、いろんな書き方としてね、だからそういう意味で多少、議会としてもやむを得んものはやむを得ないという立場でこういう事に、今の時点の相談という関係ではなかったけども、一応提案としてやむを得ない処置なんだという事で答申を尊重するという町側の意向について理解をした、という立場で受け止めるなら受け止めるという事くらいの確認は、出来ればしとけば私は無難であろうという事を思うんですけどね、その辺が委員会審議と本会議審議と違う、結論が違う形になってみたりしたんではつまらんし、一体どうなんかなど、ちょっと気になるだけなんです。

委員長　私がまた喋ったらあれなんで、皆さんの意見をちょっとお聞きしたいと思います。

三木委員　ちょっとその前に委員長でもう一回今の事についてまとめてもらいたいんだわ。それでちょっと、聞かしてくれる。

委員長　今度の先ほど説明がありました報酬、議案第63号ですね、この議案の内容については、前回3月議会でこの同じ一部改正条例で、7%ですか、議会運営委員会で色々議論して、それから全協でも確認してもらって、定数と絡めての話。それで3月議会に、定数もまだ決めなくてもいい状態は状態でしたが、一緒にもう決めてしまったのは、3月議会で決まって4月からの予算、18年度予算ですね、そこへ効果を出すためにまず1名分という形で議論して、した。それを特報審の審議が入ってないので、付則、当分の間という項目が入っている。それを、失礼な言い方になるか分かんけど、追認していただいたような形なんですね、同じ率で微妙に数字は違うけど、ほとんど同じ率の考え方で答申をいただいて、その答申に基づいてこの条例改正がされる。これはもう、当分の間という、あの時も当分の間という項目で入れたまま、特報審の審議が



出てないからという事でやりましたので、今回、それは特報審がその後、私が先ほど言ったように追認したような形、その事について今、松田委員がね、私らの考え方、それで財政健全化につけて定数は15で止まっている、けどもう一名分という事で議論させていただいて、皆さんに理解していただいた。全協では全員起立採決という事で確認できてあったけど、名前、ここに居られますから言いますけど、浦野委員に対しては反対という意志表示をされたので、やはりどういうあれかなという感じもしながら、それはもう決定されて4月から7%減というんですか、その報酬で推移してます。それで、今回それから特報審が開かれて、私たちの議員の報酬については、それと同じ同額のという、ほぼ同額というのは、なんかちょっと微妙に差があるような事も聞いておるんですが、それで今度提案されてきてます。その事について、自分たちの考え方、今後の住民への説明の仕方も含めて、ご意見を伺いたいと思います。

松田委員　これもね、各委員会に配られてるんやろかな、答申の関係というのは、審議会の。あるいは配られているとすれば、だいたいどういう関係が出たというのはお分かりになっているからね、やむを得んという事であれば、もしそういう事でやむを得んということになるんならそれでいいけども、どうせこれも後の関係になって、議運でも一応確認し、全体として問題も大体概ね仕方がない、色々議論はあったにしても。あるいは質疑みても仕方がないなという事に、そういう空気を察した上で付託を受けた委員会については結論出しやすいと思うんです。今の段階のままでは、どんな議論があるんで、どんな事でさっぱり分かりませんから、ちょっとこれの扱いについて、ちょっと議論してほしいと思うんです。

委員長　そういう意向ですが、どうでしょうか。特に中西委員は総務委員会でするので、これも総務委員会へ付託という事で予定してますし、中西委員はその時おっしゃられるんですが、他の議運の委員として、議運で色々今まで議論を重ねてきた、メンバー的には違うかも分かりませんが、ほとんど一緒だと思いますし、今の総務委員会に付託されようとしてる

第63号、内容的には総務委員会の資料として配布されてますのである程度の掴みは出来てると思うんですが、まだでしたらそういう事なんです。同じような額で、特報審から答申をいただいて、その答申に基づいて先ほどの冒頭、総務部長が説明したように、条例改正をすると、提案するという事ですので、この提案を受けて率直な意見を、改めて議運の場所でお伺いしたい、総務委員の意見としておっしゃってますので、率直に言ってもらったらと思います。里川委員。

里川委員　　今、委員長の方からそういうお言葉でしたので、私も率直に申し上げまして、特報審の委員の皆さん方も議会でこの間に色々議論して出した結論というものについて、一定のご理解、ご認識をいただいた、答申を出していただけたのかなという事で、非常に有り難いなという風に思っているところなんです、その7%っていうのは本当に議員さんの意見を色々聞く中で、中間の数字を色々取るなかで、我々は政務調査費など一切、もう報酬一本でいこうという事で、それ以外のことは附属機関へ行っても報酬もらうのがかなんというような事もあり、それで報酬一本でいこうと言った中での議員活動を保証していただく報酬としてこれ位が妥当なところだろうという事で、前回、結論を出しているという経過もあるという風に私は認識していますので、今回の答申を受けて町の方がこういう金額で提案したいという事については、私自身は当然了解をしたいという立場でいてるということを申し上げときたいなと思います。

委員長　　住民会議の方では15%、そういう回答、提案をしておられた。その中で特報審の方では、7%という数字で答申されているという事に関して、私は評価してます。その中で色々、里川委員がおっしゃってるように、政務調査費その他の費用弁償の問題等も議会では色々議論された上での数字という事を、理解していただいたという事で私は特報審の考え方に感謝してますと言うんですか、住民会議の言い分って言うんですか、提案を尊重されなかったという事に対してはまさしく評価してますし、

ありがたいと思っています。三木委員。

三木委員　この問題については、昨年来から今年度、議運で協議してきて、住民会議等の厳しい数字も出て参りましたが、やはり我々も含めてですね、この件については7%という事で、一応答えが出てる。特報審の方もそれを理解していただき、そういう報告があったという事について、やはりこういう形で、この形でいいのではないかと理解いたします。

委員長　浦野委員どうでしょう。

浦野委員　充分今まで審議されてきて一定の評価はしてるんですが、私個人の意見で言えば、日本の人口構造も少子高齢化、高齢化社会がどんどん顕著になっていく中で、また三位一体改革と申しまして、税源移譲、地方に税源移譲という事は言われてますが、財源の緊迫感はどんどん年を追う毎に増していくと思いますので、今後またこういう討議、審議を重ねていかなければ、このままの状態では財政破綻に繋がっていくと思いますので、今の時点での充分審議されてこういう結果で、特報審の方も納得した上でこれを出されているということに対する評価はいたします。以上です。

委員長　3月議会での特別職の、この報酬の条例については、満場一致だという事に関して、浦野委員もそういう発言ですので、また総務常任委員会でもいろんな意見を、という事で審議していただければ有り難いと思うんです。

他に何かございませんか。

(　　なし　　)

委員長　それでは、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、付議予定議案の取扱いについてを議題と致します。

付議議案の中で総括質疑の後、各委員会へ付託されるものについて、まず確認をしていきたいと思えます。少しちょっと変わってきますが、委員会付託表と併せてご覧いただきたいと思えます。

議案第59号、斑鳩町の副町長の定数を定める条例については総務常任委員会に付託。議案第60号、法隆寺駅南北自由通路設置条例については、都市基盤整備特別委員会に付託ということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

先ほどの会期日程につきましては、先ほど会期17日間という事で、決定させていただいておりますが、今回、この会期中に付託議案が出来ましたので、都市基盤整備特別委員会の日程を皆さんにお諮りいたしたいと思えますので、まずもう一度先ほどの予定表をご覧いただきたいと思えます。そうした中で、日程のこともありますので、色々な委員会、それから他のこともありますので、局長の方で少し説明をお願いしたいと思えますが。 浦口事務局長。

事務局長

議案第60号の法隆寺駅南北自由通路設置条例についての付託先につきましては、議会運営委員会の方で付託先を決めていただくことになるわけですが、都市基盤整備特別委員会に付託されるであろうという事もございましたので、委員長と理事者側とも調整をさせていただく中で、12月11日、午前中に建設水道常任委員会が予定されておりますが、午後1時30分から都市基盤整備特別委員会を設置するという事でどうか、という事で事前に調整はさせていただいてるところでございますので、よろしくをお願いしたいと思えます。また内容等につきましては、都市基盤整備特別委員会で概要説明はあったかと思えますので、その辺はよろしくをお願いしたいと思えます。

委員長

前もって理事者側と特別委員会の委員長で検討させていただいております。

した。その結果、どの常任委員会の後とか、休会の時に特別委員会を開会、会議していただくかという事も調整を図っておりましたところ、今、局長が申し上げた形で11日（月）の13時30分からの開会という事でお諮りいたしたいと思うんですが、この件について何かご意見ございましたらお受けします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、日程表の中で戻りまして12月11日（月）13時30分から都市基盤整備特別委員会を開会するという事で、この中に加えますので、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

議案第60号は総括質疑の後、12月11日13時30分から開会される都市基盤整備特別委員会に付託ということで確認を致しておきます。

次に議案第61号、審議会等附属機関等の見直しに係る関係条例の整備に関する条例については、委員会付託表には総務常任委員会と掲載させていただいておりますが、先ほどからの議論を踏まえて、この議案につきましても、議会運営委員会に付託するという事で確認をいたしておきますが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 次に議案第62号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案第63号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第64号、斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、

議案第65号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第66号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第67号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第68号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、以上第62号から第68号までの7議案は総務常任委員会に付託いたします。

議案第69号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については厚生常任委員会に付託。

議案第70号、斑鳩町学校施設整備計画審議会設置条例を廃止する条例について、議案第71号、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第72号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についての3議案は総務常任委員会に付託。

議案第73号、平成18年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については厚生常任委員会に付託。

議案第74号、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については建設水道常任委員会に付託。

議案第75号、平成18年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については厚生常任委員会に付託。

議案第76号、平成18年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第77号、平成18年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）、議案第78号、同じく工事請負契約締結について（その2）の3議案は建設水道常任委員会に付託。

議案第79号、（仮称）総合福社会館用地の取得について、議案第80号、奈良県後期高齢者医療広域連合の設立についての2議案は、厚生常任委員会に付託。

議案第81号、奈良県市町村会館管理組規約の変更について、議案第82号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組規約の変更について、議案第83号、奈良県市町村職員退職手当組規約の変更について、議案第84号、王寺周辺広域市町村圏協議会規約の変更についての4議

案は、総務常任委員会に付託。

議案第85号、西和衛生試験センター組合規約の変更について、議案第86号、王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についての2議案は、厚生常任委員会に付託。

議案第87号、西和消防組合規約の変更については、総務常任委員会に付託。

議案第88号、老人福祉施設三室園組合規約の変更については、厚生常任委員会に付託。

委員会付託となる案件は以上ですが、これでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

(「委員長。」との声あり)

松田委員 付託される先の関係についてはいいんですけど、質問したい議案の関係、先ほど申し上げたらよかったんですけども、ちょっと言いたい事が、聞きたい事がありますので、それはこの後でも結構ですけど、どこかでちょっと時間貸してほしいと思うんです。

委員長 そしたら、この付託先と初日の、終わった時点でもう一度ご意見伺いますので。

それでは続けます。

次に、初日本会議で提案採決を進めていただくものについて確認していきます。

選挙第1号、斑鳩町選挙管理委員会委員補充員の選挙については、議長から選挙の方法、補充員指名について諮ってもらうということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

この件について事務局長に取扱いについての説明を求めます。

事務局長

選挙管理委員会の補充員の選挙につきましては、現在、補充員が全てなくなったということで今回、選挙の必要がございますので、先程総務部長の説明の中にもございましたが、補充員さん4名の選出をしていただきました。また、この補充員さん4名につきましては、選挙管理委員会の委員さんが退任等ございました時に順序を追って補充員さんの中から選挙管理委員会の委員さんの方に入っていただくということになりますので、本日お手元に選挙管理委員会の補充員の名簿を配布させていただいております。この4名の中から予め1番から4番までの順位を決めていただく必要がございますので、この議会運営委員会の方で予め決めておいていただきましたら、本会議の方で議長次第の方で、また全員協議会の方で議会運営委員会の結果についてご報告させていただいて、進めさせていただくということにもなりますので、本日お手元に配布させていただいておりますこの順番はお聞きした順番でございますので、その点をご了解をいただきたいと思います。この議会運営委員会で1番、2番、3番、4番と順位を決めていただきたいということで、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

ただ今局長の方で説明をさせていただいたとおり、補充員には順位を付して議長から議長発議という事で会議に諮っていただくとなっておりますので、議長、この議会運営委員会で順位を決め、それを答申させていただくという形をとっていかなければならないという事もありますので、皆さんどのような順位の決め方をすればいいのかお諮りいたしたいと思います。三木委員。

三木委員

補充員の名簿もらったんですけども、順位という事なんですけどね、



我々この方々がどういう方かも分からない。順位つけると言っても、さあ果たしてどういう順位をつければいいのかという事、分からないんですが、何かそういう今まで、事務局なり委員長なり、資料的なものがあるんですか。

委員長

前々回って言うんですか、正確には前々回という形じゃないんですが、その時は傍聴に来られてる嶋田副議長も補充員という事で、なっていた経緯もありまして、その時はこの4名の中から何か抽選される場所があったように伺っております。それを補充員の方で決められて議会の方へ報告されて、そのままの順位になってたという事。それと前回は、議会運営委員会で一応確認はしたんですが、当時の議長が皆さんに何番という事を言うたのか、後でその順序の確認できてなかったような感じもしたんですが、議会運営委員会でそういう事を確認した、議長の、言葉は適当でないと思いますが、独断と偏見で決められたという、そういう形跡があります。今回は色々この場で意見を聞いて、議長の方から決めてほしいという事で聞いておりますので、それら、どういう決め方がいいのか、それで今回が前例としていくようないい決め方が私は妥当かなと思いますので、いろんな意見をいただきたいと思います。

浦野委員。

浦野委員

附属機関等の見直しの表見てるんですけど、そこに委員の選出基準という事で、この選挙管理委員会の男女は選挙に公平な見識を有するもので議会において選挙という事で書かれておりますけれども、いわゆる公平な見識を有する者、この4人に順番つけよという事だと思っておりますけど、そうじゃないんですか。

委員長

あのね、選挙管理員さん4名おられるんです。任期が4年という事で来年の7月まであるんです。だから、3年半程前に、という事は15年6月議会に新しい選挙管理員さん4名、そして補充員さん4名、その補充員さんには順位をつけておかなければならないとなっております。と

言いますのは欠員ができた場合に、その4名でまた話合ってもらったら、いろんなことがありますので、前もって順位をつけて補充員さんを選出する。4年間で仮に2人の補充員が、2人必要になったという事でその方が選挙管理員さんになられた場合は選挙管理員さん、それから残りの二人は選挙管理員じゃないので、全くその順番を今一緒に決めていくという事になりますので、先ほどのちょっと説明不足だと思いますが、今回の場合は4名が四年間の間で全てなくなった、いろんな事情があったんです。なくなったんで、7月までの補充員さんを今の議会で決定しておかなければならない、という状態です。それと合わせて先ほど説明したように、この順番を決めていく、決めて議長から発議をしてもらうという形になります。

浦野委員 4名、ちょうど男性2名、女性2名という事になっておるんですが、男女共同参画社会というのを築くためにも、やはり今まで男性が多かった社会なんですけど、女性にも参画してもらおうという意味合いをこめまして、今現状は男女の割合はどうなっているんですか。

委員長 男性ばかりです。

浦野委員 そしたら、どなたか欠員が出れば、まずこの女性の中から選んでいただきたいというのが私の意見です。

委員長 女性の方を上位、上位の番号と言ったらあれやけど、若い番号にという事で検討していただいたらという事で、そのようにお伺いします。

里川委員 私も今、浦野委員おっしゃったような考え方で、これまで女性の登用という事や、年齢的な事もずっと申し上げてきた経過があります。そんな中において、そういった事をご配慮いただきながら、それで委員会の中でこうやって4人いらっちゃって順番決めるというのはなかなか難しいですので、委員会でそういった出た意見を踏まえていただいて、出来

ましたら議長と議運の委員長などでご相談いただいて、順位を決めていただくっていうのも一つの方法かなっていう風には思うんですが。ここでね、一人ずつ、どうのこうのってやると大変かなっていう風にも思うんです。以前には完全に議長の独断、独断って言ったらおかしいですけど、知らん間に決まっていたみたいな時もあったような気もするんですけどね、一応議会運営委員会で補充員がいらっしゃると、順位の決め方についてはこうだという意見をいただいた上で、あと細かい順位をつける段階について、そこまで議運で、皆さんで出来るのか、それともやっぱり、その細かいところになってきたら大変だという事であれば意見を聞いた上で議長の方でご判断をいただくというような、その時にちょっと議運の意見を参考に聞くという事では、議運の委員長が相談にのるという形でもいいのかなというような位で決めていただいたらどうなんだろうという風に私はちょっと思っておったんですが、他の委員さんのご意見もお聞きしてください。

松田委員　これはね、えろこだわらへんけどね、別にどっちでもええと思う。どうしてもええと思うけども、どうしても決めないかんのやったら、今まででいたい決めてきてるんで、単純に言うて根拠はないし、理屈もないんやけども、生年月日で決めたらどうですか。生年月日で決めたらでいたい今里川さんの言う事が入るし、浦野さんの言う事も入るし、このメンバーから見てね、1、2、3という関係でね、それで4人まで決めちゃったらええんと違うかなと、古い者から苦労させていったらええやないかと思うけどね。根拠ありません、別に。

委員長　生年月日の並べ方も数字が出てますからね、その中で今、松田委員の、年配者からという考えなのか、そういうように推測させていただいたんですが、また、それは若い者から、とか言う意見もあんのかなと思ってますねけど、その点どうなんですかね。

松田委員　僕が言うてるやつは、年いった人が、年の深い人が先にいったらどう

や、と言うてる事を意味して言うてるわけで、若い順からというでもなしに、年の順からという事を言うてるんや、根拠ないです。

三木委員 確認ですけど、選挙管理員の任期は来年の7月までという事ですが、その方々また引継いでやるのかどうか分かりませんが、この4人に対しても任期はやはり来年の7月までという事ですか。

総務課長 その通りでございます。

三木委員 そうしますと、また7月になったら新たにまたそういう補充員をするのか、またこの方々がもしこのままいくという事であれば、このままいくんですか。

総務課長 現選挙管理委員会の任期、確か7月中の任期だという事で、補充員の任期は選挙管理員の任期という事で定められておりますので、来年の7月をもって全選挙管理委員会と補充員の任期も切れますので、その前の事前の6月議会において、その8名について選挙をお願いするという形になります。

三木委員 分かりました。

それとですね、この4人について、議運でもって順番を決めなさいという事でしたけど、例えばこの4人の方の経歴とか、そういうものはつけるという事については、問題になるんですか。

委員長 議案としては付いてくるんだと。付いてこないんですか。もう少しあれでしたら、議長の方で色々選考されてるんです、総務の方からの依頼でね。色々議長一人ではどうにもなりませんので、議員もいろんな人にも聞きながらお願いしてきて、承諾を、一応補充員としての登録っていうんですか、それを承諾された方、そして何回も言いますが選挙管理委員さんの中で欠員が出来た場合にこの4名を選んであって、そのなか

らの順位が若い者から選挙管理委員さんになっていただく、そういうシステムですし、選挙していただくという言葉は、それは法律でそういう具合になっとんねな。

( 「推薦でも。」との声 )

委員長 推薦でも、と同じ意味。それと先ほど課長の方で、この8名が次の6月議会に同じ人が挙がってくるかどうか、これはまた問題が別なんです。とりあえず今の選挙管理員さんの任期と同じであって、再度6月議会に7月から新しく始まる任期の方、その中でこの方は選挙管理員にこの中で何人か挙がってくる可能性もあります。選挙管理委員さんの議案は、経歴とかいうのは、付いてないんですか。ちょっと私もちょっと認識不足でして申し訳ないですけど、それは付いてこないという事でご理解願います。

三木委員 私も別にそうこだわってるわけじゃないんですけど、それなりの吟味をし、調査をし、こういう方々があがってきたと思います。そういう意味では議運の方でいい案がないかという事であれば、浦野委員もおっしゃった、松田委員もおっしゃった女性の方も入れるという、年齢の、という事も含めて、そういった事でいいんじゃないかと、私も思います。

委員長 その中で、先ほど里川委員からそれらを踏まえて議長と私で順番を決めていただいて結構やという意見あるんですが、その事についてはどうですか。

三木委員 私は結構です。

委員長 私はこの議会運営委員会でも具体的な案が出てきてますので、確認する意味で順番を決めて議長に答申っていうんですか、お答えしといた方がいいかなと思うんですが、それをどちらにしましょ。

浦野委員 議運の委員長の方で皆さんの意見を踏まえた、集約したやつをまとめていただいて、それで議長に、という方向で結構ですが。

委員長 ちょっとね、それを報告するにはちょっといろんな意見です、まとまってないんです。と言うのは、松田委員は、もう性別は関係なく、生年月日の早い人ですね、その人から順番並べたらどうやと。と言いますのは、生年月日の一番早い方は村田淑子さん、女性ですね。それで遠山寛さん、それから和田さん、それから扇さん、女性という事で。先ほどからちょっと横でね、若い人からというような意見も言うておられるのも耳にはさんでますし、聞こえないという形でやっていいのか、そういうのもあるんですよ。ある程度しぼってきていただいていますから、決定していただいた方が私はよろしいんですけどね。

はいどうぞ、里川委員。

里川委員 私は出来るだけ若い方の登用という事、女性の登用という事は割と言うてきた経過もありますので、それで若い人からという意見も言ったんですが、今、生年月日の、一番お年をめした方から順番にしたらどうか、というご意見いただきましたけど、たまたま今回はそうすると一番と4番目に女性がくるという事になるんですが、今後も今そういう決め方にしとくと、今後そういう配列の事を考えた時に、女性を一番に挙げた方がええなと思った時に、生年月日順とか決めといたら、その通りにならない場合も、そういうケースも出てくるんじゃないかなという事の心配もするわけですね。だから、この補充員の順位の決め方、今だけに限ってそういうやり方、たまたま女性が一番先にくる配列になるからという事で了承せよという事であれば、私は了承させていただきますけれども、出来ましたらそういった、その時その時の状況を判断しながら議運の意見を聞いて、議運の委員長と議長とで判断をしていただくという事位にしといていただいた方が私は有り難いかなという風に思ったんです。

委員長

先ほど口頭で私もちょっと色々話しました。過去はどうだという形と、それで今回のこのやり方が、私は一番ベターではないかなと思ってますし、これが何ヶ月か後にはまた新しい議員さんの中での決定の仕方になっていきますので、これはもう一年も経たない時やから、12月議会どうしたんやという事でその後の議論という事が反映されて然るべき。そしてその4年後という事になってくるので、出来るだけいい意見という事で、今、色々意見聞かせていただきまして、それらを議長と、ちょうど今議長中退してますので、即答できませんが、議長と相談させていただいて、そしたら順番を決めて報告するという事で、そのようにさせていただきます。決めていただいたらそのまますつと渡すだけですので、なかなかちょっと難しいところもあるやろし、それらのことを残しながらやっていきたいと思います。それでは、確かにそういう順番を決めさせていただくという事で、そのように扱っていきます。

次に、承認第8号、町長専決処分について報告を求めることについて（平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について）、承認第9号、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について）、同意第40号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選出について同意を求めることについては、初日の本会議で委員会付託を省略し、提案、採決ということで進めていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

付議予定議案の取扱いについては、ただ今決めさせていただきましたように進めてもらうということで、議長にはよろしく願いをいたします。

もし、賛否の討論が必要となりました時には、従来どおり賛否の討論者を各1名ずつということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。賛否の討論となった時は、各1名ずつということで確認をいたしておきます。

付議予定議案の取扱いについては、以上で終わりたいと思いますが、先ほど、松田委員の方から質問という事がありますが、12時も回りましたので一旦13時まで休憩させていただきまして、再開後、松田委員からまた意見等お受けいたしたいと思います。そのように進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

それでは、13時まで休憩いたします。

( 午後12時06分 休憩 )

( 午後 1時00分 再開 )

委員長

再開いたします。

付議予定議案の取扱いについての最後として、先ほど松田委員からの質疑という事で、お受けいたしておきたいと思います。

どうぞ。松田委員。

松田委員

えらいすいません。聞いて終わっておくつもりやったんですけど、せっかくご配慮いただいたんで言いますけども、実はね、12月議会で予定をされているんですけども、議案第69号に斑鳩町国民保険税条例の一部を改正する条例との関連をするんです。特にこの関係についての先ほどの説明では、答申に基づいてこういうことを決めたんやと言うていますね、それはそれなりに受け止めて、また怒られたらいかんさかいに黙ってたんですけどね。それについて、一応今回聞きたいなと思うのは、委員会でも審議をされているのかどうか知りませんが、この税率改



正をするについてですね、どういう判断やったんかなという風に思うんですよね。特に税率の改正の関係についての、表もつけてくれているんですけども、18年度の決算というのはまだ決算やってませんから、これは恐らく見込みの関係だろうという風に思うんですけど、見込なら見込みという風には書いてくれないとね、一体どう思って書いたんか分からんけど、むしろ正確な関係で言うと17年度の関係で言うた方がはっきりするんやろうと、この事の改正案が出てくるんですけどね、改正案を出すについて、この事でどうね、国保税が改正されていくんかどうかという事について、ここの試算期間と書いてる関係から見ても一つも分からんと。そしてこの試算期間の関係で言うても、税率の関係、92%の場合はこうで100%の場合はこうだという風に言ってるんですけど、こういう試算のあり方なんてあるんかなと私は思うんですよね。そして、この関係についての答申をするについて、4項目書いてくれていてね、1項、2項、3項というのは、数値を言うてることであって、具体性が一つもないと、将来を展望してちょっとでも国保税を改善していくんやという関係って見通しはどうなんじゃって言う事をずっと言う限りは、少なくとももう少し長期間の関係、長期的展望に立った関係で税率改正を、見通しを立ててですね、そしてこういう風に率を変えていかざるを得んのか、という関係にならなければならんのですけど、いわゆる医療分の12%とか介護分の20%という関係、なぜ12%になったのか、なぜ20%になったのかという事についての算定根拠が全然分からんという風に思うんですよね。この辺は一体どういう風にお考えになってるんじゃないかと。これをやったところで充分改善されていかんよという事を言っているんだという風に思うんですよ、それは意見書の関係で4項の関係はね、普通、特別な財源措置を必要とするんじゃないという事も言ってるわけですね。特別な財源措置という事については、一体どういう事を意味してるんじゃないかとという風に思うんです。そうすると、今の関係で見ると、国保の関係については、2億ちょっときつてると思うんですけど、約2億、一般会計から繰出しをしてると思うんですよ。だから、それ以上の繰出しをしていかなければ、黒字なんてとてもじゃ

ないけど考えられへんというように思うんですよね。その辺の分析など  
どういう風にしてるのかなという事を一応見たい。その事は結局今度の  
条例改正だけではなくて、来年の予算編成にも関わってくるんじゃない  
なという風に思うから、その辺の見通しなんていうのをどういう風にお  
考えになってるのかなという事ですね。国保の税のこの改訂ではなくて、  
本当に国保改正というものが人によった姿で健全な運営というものが目  
指せるのかといたら絶対俺は目指せんと思うんですよ、だからそうい  
う見通しの内容まであげていくところが、これらの対象になる関係で、  
今のこの18年度と19年度の関係では特に年金生活者の関係が当ては  
まると思うんですけど、これらなんかも、いわゆる給与所得の関係に、  
定率減税の関係が完全廃止されてしまうという事から、18年度でもの  
すごい上がってるけども、それは税の関係があがる、国保税があがる、  
あるいは介護税に関わってくる、あるいは診療医療の関係に関わって  
くるとう事で随分その今度負担が多くなってきてるんですね。収入は全然  
変わらないに関わらず、減ることが多い、国がそうであるなら、それに  
批准をかけるような形で地方が国保税という関係を上げてくる、という  
事になってくると悲鳴もいいところになってくるんじゃないかなという  
事で、むしろ今の実態からいくなれば、わずかな年金もらって生活をし  
ているよりも、むしろ生活保護所帯の方が有利になってくるんじゃない  
か、という位負担がきつくなってきてる現状にあるんじゃないかなとい  
う風に今想定をしてるんですけどね、この関係でいうと、施行期間とい  
う関係を出している関係というのは、本当にこれは施行期間としてどう  
見たらいいんやろか、これに基づいてこの税率改正を行うという事を言  
ってるんですけど、税率改正の関係の妥当性なんていうのは、どうい  
う風にお考えになってるのかな、あるいはどこまでいったら、どの程度  
の関係になってきて、この関係の負担をしてきたら健全な国保運営が  
できるのか、あるいはそれが出来ないとするならば、また上げるという  
ことを考えるという事を言うのか、ここらが全然分からんわけですよ、  
これを限度なら限度であると、だから辛抱してくれという言い方もあり  
ますけど、今後まだ更に分からんでという言い方になってると思うんです  
よ。

上限設定してしもたわけではない、という風な感じもするんですね。そういう事から見ていくと、あと答えが出てくるっていうのは一体どこなんかという事になってくると、今の財政システムの中では一般財源からの繰出し考える以外にないのと違うかな。現状約2億に近い金が一般会計から見てるという事になって、それも更にどの程度見ていく事によって、健全財政になってくるか、国保会計の運用というものが出来るような見通しになるのかなというような事を、どう判断されているのかな、という風に思うんです。そういう判断の上に立って今度の税率改正という関係になってきてるのかなどうかという事について、どんな見解をお持ちなんじゃろかというように思うんです。ただ、そういう面から見て、一応町側の考え方なり、あるいは答申の考え方っていうのが分かればいっぺん聞いておきたいなというのが一点なんです。

それで二点目の関係も同じ厚生関係に入るんですけど、この間資料を配っていただいた関係を見ると、総合福祉会館の建設計画の関係ですよ、この中身の関係について、絵に描いてあるんですけど、実際にはこれでほんとに期待するような福祉会館の建設になるんだろうかどうかという事で、かなりですね、議論はあるようなんですよ。例えばこれは土地の地形の関係もあるのかなどうか知りませんが、駐車場が裏側になってる関係などについて、本当にいいのかどうか。あるいは地域包括支援センターと社会福祉協議会の関係というのは現在の狭い中でも分けないかんという事になって、2階と分けたんですけど、今回同じようにしてるというのは、一体こういう関係で本当にいいのかどうか。そういう職務という関係なり業務という関係から見て、こういう一つのものになってるのかなどうか、ということに、これではいかんという事で現在言われているわけですよ、だから2階にしたという事になってるようなんですけど、それが一つになってるとか、あるいはこの関係でいくとですね、すっきりしてるようですけども、ここに書棚を置くんですけどか、いや、なんやとか言われてるようですけど、そういう事になってくると一番肝心の保健センターの、保健センターとしての見通しが全然違うようになってくる、みんな最後に見られてしまうような格好になって

しまうというようなことからいって、何がどこでどうしてるのか全然分からんようになってくるような格好になるんじゃないか。だからこれは、入口から考えて、受付をどこに置いて、受付からの関係をどういう、配慮になってるのかなというように言うんですよね。特に、保健センターの関係はこっちにあるんですけど、保健センターの関係は締め切ってしまって全く別室になってしまうわけなんですけど、そうすると受付の関係というのは、いずれにしても地域包括支援センターとか地域福祉社会の関係のそこで全ての案内業務というような事をしなければならんという事、あるいは見通しが全然ついてない、その他の関係、書類その他の関係、ここへ書棚が置かれるというような関係、こういう風な関係になってこないか、みな見通しが遮られてしまうという格好になるという風な事もあるようですし、更にはいわゆる駐車場の横にあるんですけど、介護の浴室の関係とか介護室、浴室とか特殊浴室とかいう関係が離れてあるんですけど、本来はですね、機能回復機能と連携した関係のところであって、この隣にある方が望ましいと、大抵がそうなっていると、ところが全く離れた関係で設置をすることによって、その機能が充分果たせるんだらうか。あるいはこれはお風呂の関係ですけども、湯加減その他の関係というのは常時これを気配りせないかんけども、そういう関係についての要員配置などについて書かれているんじゃないかどうじゃろうかという関係があったり、あるいは子育てルームの関係の横に職員室があるけど、職員室、こういう関係の取入れ方っていうのは必要なんじゃないかどうじゃろうか、というのが色々あってですね、いわゆる使いたいという関係はあるけど、それを介護する関係の人とかあるいはそこで仕事をする人々の立場、意見なりというものを考えた趣旨に一つもなっていないというような

事も聞いたりするんですよね。それから駐車場なんかでもなんで裏へ持ってくるのか、立地条件があるのか分かりません。ところが裏へ持っていくというホールのような考え方に、この場合はあんまり立つべきではないかと違うか、むしろお年寄りとか身体障害者とかいう人が常にこの部屋に出入りできるような状態を考えていくと、こういう関係ではあま

り好ましくないんじゃないかな。それは特に身体障害者その他の関係あるいは健康障害の関係の人、自分一人で行くという事ではない、誰かに送ってもらって行くという時に、あるいはどこで、送る人と本当に行きたい人との関係というのは、下りる場所が違うはずなんです、というんですよね。その間一体、接遇者というのはどういう風にしていったらいいのかというような関係があって、もう少しこの絵というものに描いてある関係については、いわゆる仕事をする人々、実際に今携わってる人々の意見などをもっと聞いた上で対応してほしいし、部屋を考える限りにおいては要員配置がどうなるかという事も合わせて考えてくれないとですね、どうにもならんようになってくるんじゃないかと。あるいは資格条件その他の関係というのは、全くない状況の中で機械の配置を、設備状況はしてきたところで、どうにもならんようになってくるというようなこと等々の苦情を聞いているんで、こういう風にご苦勞をかけているんですけども、どんな風に審議をされているのかなと、あるいはそういう現場、現在ですね、介護などをやっている現場の意見などというものをどう咀嚼をしながら対応されているのかなというような事について、ちょっと疑問に思っているんです、そういう苦情を聞きますからね、あまりこの関係というのは、本当に仕事に携わってる人々などの意向などを聞いた上で、あるいはそれを利用しようとする人々の意向を聞いた上で勉強した形のものになっていくんじゃないだろうかどうだろうか、という事について非常に疑問があるという風に聞かれるんでね、せっかく投資をしていくんならね、もう少し喜ばれ、期待されるような建物にしてほしい、その為の議論というものを、してもらう必要があるんじゃないかなという事で、あえて申し上げるんですけどね、その辺どうなんでしょうかね、ちょっと聞かせてください。

委員長

誰に答弁を求めていこうかなと今、思案しておったんですが、厚生常任委員会の正副委員長がおられますので、その二点、その時の議論がどうされてたのか、ご披露できるならしてもらいたいし、その後総務部長が担当ではないという事もありますし、議案を出すにつけて法令審査会

等で色々な担当課との打ち合わせもされてると思いますので、答えられる範囲でもし答えていただければいいかなと思います。それがその先の方でどうしても松田委員の方で理解が出来ないという事であれば、総括質疑なり一般質問という場所でまた質問していただければ有り難いかなと思いますので、まずそしたら厚生常任委員会の委員長。

三木委員 一応、委員長っていうことなんですけど、1については、里川さんの方からご説明いただいて、2については私の方から分かる範囲お答えして、その辺のフォローしてもらえたら、そのように思います。いいですか、里川さん。

委員長 国保は里川さんからで。

里川委員 とりあえず担当の常任委員会として、先日委員会があった時に運協の答申が出たという事で答申書を配っていただいて、今、委員会の資料として皆さんのお手元にもいってる資料で、とりあえずの説明は受けました。私は自分としては不本意な議案となってくるわけなんですけど、その時に別に自分の意思表示は何らしてませんが、ただし今言われたように、これまでの累積した赤字についてはどうするんだと、この改正によって累積赤字が解消されないでしょう、という事では思い切ってその答申にもあるように、私なんかも財政調整基金からの一定のルールを設けた形での累積赤字をなんぼかでも埋めるとかいうような考え方もあるんじゃないかという事も言いましたが、とりあえず19年度では補てんという事は考えていないと、それと20年度から始まる後期高齢者の保険制度の関係でどの程度のお金がどういう風に、今まで老健へ拠出していたものがなくなって、その分逆に後期高齢者の保険制度へどんだけ出さなアカンかという、その辺の見通しもまだつかないという中では、先ほど言われたように、とりあえず今のままでは累積が増える一方という事の中で、他の市町村でも一定の国保税をとっておられる中で、当町は平成8年に国保税の平準化をやって以来、値上げをしてこなかったと。公共的

な料金など、今後は3年位のスパンでやっぱり全部見直し、見直しを今後はかけていかなければならないだろうというようなことでした。更に私の方でこの議案となって出てくるのであれば、この議案が住民にとってどうか、という事を判断するにあたっては、今までは階層別の人口とかそういうのが掴めるソフトがなかったんですが、去年くらいから階層別に何人世帯で何軒あるとかね、だいたい所得に応じて、そういう世帯が分かれて出てくるソフトを入れてくれるようになりましたので、その段階の方がどれ位の値上げになるのかという、具体的な数字が次の委員会で私たちが判断できる材料としてその資料は出してほしいという事で、委員会の中で言いまして、それは用意をすると理事者側が言うてくれましたんで、各階層別の人数やまた値上幅などが分かるような資料は今後、出してくれるようになってますが、今のところは事前の委員会でもありましたし、そういう程度で国保税に関しては終わってるというような状況になってます。

委員長 総合福祉会館について、三木委員。

三木委員 福祉会館について、日にち的な事がちょっと資料がないんですが、確か9月の下旬に審議委員会で設計会社が決まりました、安井建築設計事務所が設計会社として決まりました。それで、今回はプロポーザル方式でございまして、設計会社が決まったから図面を書いて、あと建築会社で見積りとして幾ら、という形ではなく、今後も安井建築設計事務所とそれから委員会、住民の声を聞きながらですね、これらをどんどん設計に向けて進めていくと、基本設計が今年度中に出来ていくという事です。

(「今年度中は実施計画です。」との声)

三木委員 今年中に実施計画。

(「基本設計をだいたい12月までに関係者からご意見いただいて、

実施設計が今年度中です。」との声 )

三木委員

それですね、今、松田委員の方から住民の方から実際に住民が使う身になってですね、住民の意見等が活かされない建物になっていくのではないかと、というご心配なんですけど、実際ですね、日にちはちょっと忘れてるんですけど、10月だったと思いますけど、福祉課と各、使用する関係者、社協であったりですね、その他民生委員の方、あゆみの家の方もそうだったと思いますけど、そういった利用される方々が皆さんお集まりいただいて、皆さんの意見交換等をしております。それから住民の説明会もですね、1回行っております。そしてまた近日中、昨日ちょっと福祉課から電話がありましたので、2回目の住民説明会を近日中に執り行いたいという説明もございました。

昨日でしたか、失礼しました。昨日ちょっと福祉課から電話があつて、日にちはちょっと私聞いてなかったのご無礼いたしました。

そういう事で住民の説明会も行っております。ただ、1回目の住民説明会の時に住民の方々から色々厳しい意見も出たという事は聞いております。それと、今松田委員がご覧になってる図面と、これも私たちも実際には安井建築設計事務所から説明を受けました。この答弁の3週間くらい前だったと思いますが、これはあくまでも、まだ完成されたものでもない、構想でございましてね、我々の委員の中からも色々細かい意見も出ましたけども、これはあくまでも構想の段階で、これから色々皆さんの意見を聞いて反映していくという事で、我々も去年から、去年の委員会、それと今年の委員会も含めて要望書というのを出しております。今年の11月の厚生委員会の視察でも、当然この2ヶ所とも福祉会館という事ですね、視察をしておりまして、我々なりにかなり勉強させてもらいました。そういった視察においての意見も先日の委員会で述べさせていただいております。そういう意味では、そこにある図面については決してまだ完成でもないし、これから色々、我々も委員の方もその辺については、まだ細かいところ、深いところの話はまだしておりません、あくまでも要望が出て、こういうことなんだという事を向こうが



聞いて、ソーラー発電であるとか足湯であるとか、プールであるとか要望は出しておりますが、それはあくまでも要望であって、今後安井さんの方で、そういったものを検討して設計の方に組み入れていこうという段階でございます。

委員長 松田委員どうですか。

松田委員 問題はね、結局設備の関係は確かにこれからも協議されていくことだろうと思うんです。経過を示して、議論の最中だと思うんですけどね、ただ、資料に入ってる関係っていうのは、こういう関係を厚生委員会に資料として提出しますという事が入ってるだけですから、どんな内容か全然分らんわけですよ、僕らとしては。資料配られて、ここまできてんのか、という風に思うわけですよ。そうすると何じゃこれは、という事になりますね。こういう事をして、本当に今言われるように、利用する人の意見なり、あるいは従事者の意見を聞いて出来上がってきたものだと、そして今年なら今年中に基本計画を仕上げちゃうんやという事になるとするなら、これでは困るやないかという関係がするんですよ。だから今後やっぱり今言われてるように、十分意見を聞いた上で対応していくという事になっている、まだ始まったばかりなんです、というならそれでいいんですよ。ところが町側の関係、理事者の関係っていうのはそうではなくてね、かなりこれを固定化したもので、このことで出来へんかというような関係の、言うたら押し付けのような意見がかなりあるというように、僕は思うんですよ。だから皆さんは言うけど言うてるうちにこれ済んでしまうという事になってしまいはせんかという事と、一番やっぱり基本的な地形の関係、駐車場なんかの関係についてもそうだし、あんまり仕切り過ぎてるんじゃないかと、多すぎると。一緒にせんならんものを遠く離してしまってるというような関係などについて、本当に検討してくれてるんやろか、という事などをよく聞かされるんですよ。だからそういう意味では、例えばこれなんかそうですね、これなんか新聞でよく見ますけどよう事故ありますね、こういう所に。

しかもそういう事を理解するならなんでこんな離しているんやと、離す事によって監視はどうなっているんやと、安全と管理の関係はどうなってるねや、という事などを考えているんやろかと、一般の施設の関係ではこれでいいですよ。ところがやっぱりこういう福祉センターという関係の面からいっていかがなものかと、保健センターの関係は別にしてしてもてるさかいに、別ですけど、意見がちょっと、私違うんですけど、担当者とはね。本で見た同じようなものをつくってと言われている関係っていうのは休日診療所関係もあるんですよ、同じような関係で。同じような区分にしてるけど、それは背景があったり制度が違うんやとかどうとかいう事があるらしいけど、そういう風に一般的な、具体的にそう思うけど、これは別なら別でええと。一緒にする事に何が利点あるのかという事について、述べてもらわんと本当はいかんのやと。ただ、敷地をそういう風にまとめてそこへ持って行きますよと、こっちまた別に使いますよ、だけではね、不十分でないかという風に思うんですよ。いずれにしても地域包括支援センターとあるいは社会福祉協議会の事務所を一つの場所にしてしまうと、同じ部屋にね、という事について一体どうなるのか、それは仕切りがあるんかどうかわかりませんが、知りませんが、仕切りが例えばあるとするなら、仕切りの関係について、受付なんかの関係、総合案内とか行くけども一体どうなってくるねやと、そして保健センターの関係なんかでは、ここはもうだいたい締切になってしまふわけですから。そして通路でもなんでもなし。外の関係、同じ建物の中にあるんか知りませんが、一体こういう関係についてもどういう風になって、あるいは本当に見通しなんか、物を置かれていくわけですからね、物を今は置いてないわけです。ところが、ずっと聞くのを置くんやとかね、ロッカーを置くんやとか、いや何とか言うてるらしいんですけど、そうなってくると見通しがきかんようになってしまふやないかと、そうすると、いわゆる来校者の関係などについて、見通しその他の関係、注意をせんないかん人の関係、あるいはリハビリなんかをする部屋、わざわざつくってるけども、そういう関係からもみんな目ふさがりになってしまう、という危険性があるように思われるという事を

言うんですよね、そういう事がなければいいんですよ。あるいはリハビリの関係なんかをやろうとしたら、それに付随した施設としては同じように傍にある方がいいんじゃないか。あるいはそういう関係については、全く素人でも対応できるのかどうかという事と、あるいはそれについては、それなりの資格条件を整えた者が必要であるという事になるのかどうかについてを考えてくれた設計になってるんやろうか。一体、今の社協の関係でも色々やられたりしてるけども、このようになってきたら、ものは出来ても部屋はあるけど監視システムが全然出来なくなってきてる、という事になりはせんか。あるいは仕切り多すぎてですね、あるいはこれ以外の関係についてロッカーとか何とかみな置かれるわけですから。全く見通しがつかんようになるの違うかという事が実は気になんねや、という意見なども聞くんですけどね、だからそういう意味では利用する人の意見とか従事者の意見というものを十分に聞いてですね、咀嚼をしながらできるだけその意にそうように、期待が本当に持てるような施設にしてほしいなというのが希望で申し上げる、それが決まってもたんでない事が幸いなんです。これからと言われているんですから、じゃあこれからそういう視点で取り組んでほしいという事だけ、今の時期やからまだ申し上げる事が可能なんでしょう、だから設備の関係はそういう風にお願いしときたいと思うんです。色々ご苦勞かけますし、それからそれは委員会だけではありません。担当する側も随分その事について意義を持ってもらわないといかんのじゃないかなという風に思います。だからこれから十分対応して、ただ保険料の値上の関係なんです。これは過度的な処置なり、とりあえずの処置という事でこれを上げていくんだという事について、そしてしかもこの条例が出てくるんだと、12月、という認識に立ってはとてもじゃないけど色々議論があるんじゃないかなという風に私は思う。これが最低限度、こういう風に変える事が困難であるし出来ないと認識してると、今までの負担の状態から見て、という風に認識をして、これが限度だという考え方をとっているのかどうかというのは、1項、2項、3項の関係で言ってる関係ですよ。4項の関係で一般財源とは書いてないんですよ、恐らく今の段階で一般

財源やと思うんですけど、現在で約2億弱の関係を国保の関係で負担してる、それでも赤字の関係、とてもやないけど追いつかんという事でこれを上げるんでしょうけど、そうするとこの赤字会計という関係をできるだけ解消をしていこうという手立ての為に、これが住民の現在の保険料として徴収する関係については、この率が限度だと考えるとすればね、一体、他からの財源の関係っていうのはどう確保すんねや、という事が問題になる事は事実なんです。そうせいと言うてるわけ、答申も。そしたらその事について、どう考えんねやという事を、そのやり方の処置によって今後また変わってくるというような関係になってて、見通しのない税改正になるんじゃないかという事にあつたんでは、あまりにも無責任やないかという風にはそしりは免れないという風に私は思うんです。今度は辛抱してくれと、これ以上について現在の状況の中ではあり得へんねと、住民負担はかけへんねん、これが限度やと、あとの関係については何としてもやりくりして運営をやるとか、町が独自で一般財源を見る形で、あるいは現在の負担、いわゆる一般財源にしていく関係を更に増やすとかいう関係で別の財源を見るというなら別なんですよ。更にその都度その都度この状態を見て上げていく、上げていくというようなことではもう限度や、にきてるという風に思うし、そういう関係の資料ではないやないかと。この試算というのは、何を試算したんやと、これは。本当に保険税財源の健全化という視点での財源の関係ではないし、あるいは赤字が出るからこうしなければならぬという関係での資料でもない、単年度を書いているだけですわね、19年、20年の決算見込み、これは決算の見込みで率を92%であるから、100%であるからこうやと、こんなもんあほでも分かりますわな。だから、そうするための手立てとか、あるいはそうならない関係というのはどこにあるのか、その要因っていうのはどうなのか分析してるんならまだ話は分かりますけどね、こういう関係の答申を受け、だから答申に基づいてやったんです、という事では、その答申をなしにして、町が率を改正をしようとするだけじゃないかという意見を持つ私自身も、そういう風に思うし、それは説明のしようがないという風に思うんですけどね、その辺についてはど

うなんじゃろうかなと。それをどうお考えになって今度の改正案を出てきてるのかなという風に、僕は思うんです。それ以外について、一応今回12議会で出すという関係、厚生委員会のこれで見ると、何か委員会にかけられたような感じがしますから。そして、どんな論議があったんか私は聞いてませんし知りませんが、これはちょっと全協としても問題やろなど、ただ採決して反対の人は反対意見を言うたらええ、賛成なら立ったらええわというだけで事を済ませられるんかなという風にも思いますからね、多少考え方なり何なりという関係を、この所管機関の関係、わざわざ委員会で出してくれてるんですから、それらについてどう町自身が判断をしながら、この改正案を提案するに至ったのか、という認識ですね、そういうものを是非とも聞いておきたい、その上に立って判断をしたいという感じがするから、ちょっとお聞きをしてるんですけどね。これが本議案が提出されてその時に初めて審議事案になるんやからという事なら別なんですけど、どうしてもその事が気になって仕方がないんで、お聞きをしたいなという風に思うんですけどね。

委員長

趣旨はよく分かっておりますねけど、総務部長は厚生委員会にも出てますし、先ほどもちらっと触れましたけど、法令審査会等で担当の部課長とも連絡を密にしていると思いますねけど、説明はつくと思うんですが、これはあくまでも、総務部長からの議会運営委員会での説明になりますし、この事について、どれだけの効力が発生するのかという事については、私は疑問に思っております。提案されてからしかダメだという意見では私はないんですが、提案されて付託前に総括質疑という場所もありますし、その時に本会議場には担当も部長も課長も全て答弁者としておりますので、その時に是非とも質問をしていただいて、また厚生常任委員さんも、委員長、副委員長もおられますし、今のご意見も十分聞き取っておられると思いますし、その場でもまた委員さんらが話されると思いますので、また総括質疑でも、私どもは本来の一般質問という形の中でも、議案についての質問も、議長が通告どおり理事者側にも通告しておりますので、それらを議論していただければ有り難いと思っ

ております。きっちりした答弁、それになるのかどうか、疑問ですねけど、総務部長もその流れとして話は出来るのかなと思うんですが、この議会運営委員会では私はあまり提出すべきではないと思うんですが、何か発言する事があれば言ってください。 植村総務部長。

総務部長 先ほど議案の中でも触れておったわけでございますけれども、いずれにしても構造的な赤字体制状況になっておるということの中で、やはりどう対応していくかという事の中で色々と難しい問題がある中で、運協の中で色々ご検討いただいた中でご提案、答申をいただいたわけでございます。いずれにいたしましても、いわゆるそういった赤字も一度に廃止をするという事になれば、相当住民の皆さんの負担が増えるという事になれば、それでええのかどうかというよう事がある中で、とりあえず19年度分についての税率をどのような形にしていくかという事の中で、この担当常任委員会の中でご説明申し上げて、ご理解をいただくような方向に進んできたわけでございます。いずれにいたしましても、これは先ほど副委員長もおっしゃったような3年スパンの関係もあります。そうした中でありますけれども、とりあえず19年度という中での税率の実質上の改訂にあらうと思われましても、20年度にはどうするか、という事はやはりまた検討していかなければならないし、また一般財源の繰出し、今しております中でやっておりますけれども、更に上乘せしていくのか、継続して出来るのか、自主的にするのかというような事もやはり我々としては考えていかなければならない。ただ、国民健康保険に加入の方々が、住民であればそういった一般財源をそのまま持つていく事については何らいささか問題はないと思いますけれども、やはり少ししかございませんので、その事も念頭に置きながら、構造的な赤字の解消についても解決していかなきゃならんという風に私どもも思っているところでございます。そういった事で進めていかなきゃならないと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

松田委員 意見言いましてもあかんのでしょうか。意見を言うなという事だったら

もう言わへんねけどね、聞こうと思っても聞きようがないんですよ。一般質問、総括質問せいと言うけども、総括質疑したってこれは答え出へんと思うんや、今言われるような事しか言わへんのやさかい。だから、聞きようがないんですよ、そうなったらね。そして法案出てしまうと。

委員長 暫時休憩します。

( 午後 1 時 4 3 分 休憩 )

( 午後 1 時 5 5 分 再開 )

委員長 再開いたします。

以上で、付議予定議案の取り扱いについては終わります。

次に、④陳情書の取扱いについてを議題と致します。お手元に資料として陳情書が提出されております。事務局長より説明をお願いいたします。 浦口事務局長。

事務局長 陳情書が 1 件参っております。これは 1 0 月 2 5 日に 2 0 0 6 全国自治体キャラバンということで各市町村に看護師等の増員を求める奈良県実行委員会他、色んな関係の方から行政についての意見また改善等について、ここで意見交換させていただきました。その折に、直接議長も出席をしていただいておりますので、ここに記載されております、看護師等の増員を求める奈良県実行委員会実行委員長さんの方から陳情書をいただいております。中身につきましては、安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師等の増員を求める陳情書ということで、国また関係機関等に意見書の提出をお願いしたいという意見書でございます。

先般、議会運営委員会の正副委員長との打合せをさせていただきました後、27日の日に、まだ正副委員長にはお話しはしていなかったんですけども、同じ所から、再度、12月議会で是非とも陳情書の採択をお願いしたいということで来ております。中身につきましては同じでござい

ましたので、本日資料としては提出をしておりますけれども、この陳情書につきましての取扱いにつきまして、議会運営委員会でご審議していただきますようよろしくお願いしたいと思います。

委員長 局長の説明でえっ、と思って、何も聞いてなかったからね。昨日も私は色々打合せで毎日ほど局長の傍におりますので、何も言うてもらえなかったからびっくりしたんですが。

今、局長から説明したとおりでございます。この陳情書の取扱いについて、委員皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

里川委員。

里川委員 所管となりましたら、私が所属する厚生常任委員会だとは思いますが、実は私の方は先日大淀病院で出産をされる際に亡くなられた方の一件から、周産期医療の問題というものについても、今積極的に県へ取り組みを求めたいという風な考え方を持っている色々な事をやってる中で、特にこの医師・看護師という事についても関係があるものですから、是非とも厚生常任委員会の方に参りました陳情書について、付託をしていただいた上で、私は周産期医療の問題も含めましてね、出来れば厚生常任委員会でご相談をさせていただいて、県や国に対して意見書が出せたらなという風に考えているところなんですけど、厚生の方の委員長のご意見も聞いていただけたらと思いますが。

委員長 三木委員。

三木委員 やはり、最近の出産の問題が出てきて、ニュースも取り上げられております。この問題についても、厚生委員会の方に付託していただけるように私の方もお願いしたいと思います。

委員長 付託するかしないか、という議論の前に付託先の受けていただける正副委員長の方から付託という形を、この議会運営委員会では決めていた



だきたいというようなご意見がありました。他の委員さんで、またその付託するという事に対しての、異なった意見をお持ちの委員さんがおられましたら、お聞かせいただきたいと思います。この陳情書は議会運営委員会として付託していく、斑鳩町議会としては委員会で審議していくという事で決めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 よろしいですか。そうしたところで、この陳情書、斑鳩町議会としては委員会、そしてその担当常任委員会は厚生常任委員会という事で決定させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

( 「委員長。」との声あり )

委員長 浦野委員。

浦野委員 ちょっと小さな事なんですけど、それで結構なんですけど、議長の名前が一字間違ってる、靖広の広がね。

委員長 陳情書については、この名前がない場合も時々ありますので、もしこの陳情された方に連絡する事があるようでしたら、訂正していただいくという事でお願いいたしたいと思います。あくまでも斑鳩町議会へ陳情されているという事になりますので、大変失礼な事だと思っておりますが、この事については。議会運営委員会でもそういう話があったという事で、事務局の方もそういう機会があったらお願いしといてもらいたいと思います。

そしたら、この陳情書につきましては、厚生常任委員会に付託という事で議長の方に取り計らっていただきますので、よろしくお願ひします。

以上で（１）平成１８年斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、（２）継続審査についてを議題と致します。

ここでお諮りいたします。本日も前回に引き続き担当部課長に出席していただいておりますので、レジメの順序を変えて先に②について説明を願いたいと思いますが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは、②附属機関等の委員選出基準等の見直しについてを議題と致します。

本件については各常任委員会への説明も一応終わりました。先の議会運営委員会でのご意見、また常任委員会でのご意見等を踏まえ理事者の方で再度整理をしていただいたものがあると思いますので、説明をお願いしたいと思います。 清水総務課長。

総務課長 それでは、附属機関等の委員選出基準等の見直しに係りまして、前回の平成１８年１１月１７日開催の当委員会以降の附属機関等の見直し結果につきまして、説明をさせていただきます。前回の当委員会で説明をさせていただきました際に、委員の皆様方からいろんなご指摘をいただきました。それが資料の内容でございますとか、まだその審議会の見直しに検討の余地があるんじゃないか、といったご意見をお伺いしたところでございます。そのご意見をお受けする中で、今回資料といたしまして、それらを踏まえて、検討をさせていただいたものを配布させていただいております。お手元にお配りしてると思うんですけど、「審議会等附属機関等の見直し結果について」というA3の横長の3枚ものがございますけれども、この資料をご覧いただきたいと思います。

まず、本資料の纏め方でございますけども、前回配布いたしました資料では、表面から裏面、また表面という事で頻繁に何回も行き来しながらの説明となってしまいまして、その結果として、廃止するものが何件

あるのか、また定数を10人以内にするのが何件あるのか等々につきまして、なかなか、ご理解をいただくことができなかつたという反省もございまして、今回は、審議会等要綱の条文ごとに、言い換えますと見直しの結果、改正した事の理由ごとにひとくくりにした表を作成させていただきました。一枚めくっていただきますと、第1枚目が行政委員会でございますので、今回は前回も説明させていただきましたとおり、一部見直しだけでございますが、一枚目の裏面以降につきまして、見直しの結果を載せております。前回のご指摘の時にですね、見直し後の定数及び実人数について、分からないんじゃないかというご指摘もいただきましたので、その事についても追加をさせていただいております。

また、見直しについてまだ検討の余地があるんじゃないか、というご指摘を受けました、今、1枚目の裏面見ていただいていると思うんですけども「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」の廃止、「斑鳩町旅館建築審査会」並びに「斑鳩町遊技場建築審査会」の統合につきましては、前回の委員会終了後、担当課と協議を重ねました結果、ご指摘のとおり、「廃止」あるいは「統合」することといたしたところでございます。その結果が今見ていただいております資料の2ページ目の上段にございます

「1 審議会要綱第4条第1号の規定により、廃止するもの」の中にございます、番号8でございますけれども、これが「斑鳩町営住宅入居者選考委員会」について廃止をするという形でさせていただいた、前回から新たに廃止するものとして加えさせてもらったものでございます。

「2」に統合するものとして、ただ今申し上げました、11「斑鳩町旅館建築審査会」、12として「斑鳩町遊技場建築審査会」を統合するという形で載せさせていただいております。なお、この統合後の名称でございますけれども、「斑鳩町旅館及び遊技場建築審査会」といたしまして、その定数は5人以内という風にさせていただいております。

以上のように、再検討をさせていただきました結果として、現在のところ廃止するものは、2ページ目でございますように4件。統合により減少するものが1件でございますので、合計5件、5つの審議会等が減少したということになります。あとになりましたけれども、資料の2枚

目の裏面になるんですけども、資料の訂正をお願いしたいんですけども、資料2枚目の裏面、「5」審議会等要綱第5条第5号の規定により、町議会議員及び町職員を除くもの、という表がございますけれども、この一番左側に連番をふっております。ところが色々入れ替えとかさせていただいた結果ですね、若干番号に不備がございます。21、22、23まではその通りでございますけれども、以降27と書いてございますけれども、それが本来24でございます。それ以降、25、26、27、28、29、最終、斑鳩町名誉町民諮問委員会が29となりますので、その点悪しからずご了承いただきましてご訂正方よろしくお願いたします。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質議、ご意見をお聞きしたいと思います。

前回での見直し結果から旅館建築審査会と遊技場建築審査会を統合するという見直し案で、それと町営住宅入居者選考委員会、これを廃止という形で説明がなされております。これらの事についてまたご意見をお伺いいたしたいと思いますが。

松田委員。

松田委員

結局、割に整理してくれてほしい始めからこういう関係で出てたらいきたい分かったと思うんですけどね、ただ、ここで意見ですけどね、申し上げたいと思うのは、例えば斑鳩町青少年問題協議会の関係ね、これありますよね。所管課の関係ですね、この関係でいきますとね、ずっと所管課っていうのが生涯学習課のような感じでいくんだと思いますけどね、問題はこの所管課の関係が行政側によって、都合によって変わってるんですよ、ちょこちょこちょこ。例えば私が申し上げた関係などについては、教育委員会であってみたい、あるいは総務課であってみたいして、変わってるわけでしょ、これ。現在の条例が出来た関係の時は確か、総務課やったと思うわ、たぶんね。ちょうど私が委員長をさせてもらってあって、その時に改正案をつくったのは、この改正案だと

思うんですけど、その場合は教育委員会や。今度また総務課へいったりまた教育委員会、行ったり来たりして、委員会の持ち替えによっては所管課が変わるという事によって、実効性を薄めたりあるいはそのまま出してみたりしてる時分があったと思うんですよ。これは例えばの話で申し上げたんですけど、そういう関係っていうのは、社会教育委員会の関係、青少年問題協議会だけかな、これ。とにかく当局の都合によって所管を変えてるという関係のものがあって、所管替えをした事によって有名無実になったりね。あるいは運用がおかしくなってきたりする関係っていうのは、どういう風に考えてるのかな、という事だというように思うんですよね。僕はやっぱり行政対応としての気迫というものが全然ないのかなというように思うんですわ。特にこの関係なんかやっぱり当局が言ってるように法律でと言うてるけども、所管をどこにせいとは言っていないんですけど、この関係では生涯学習課という事に今、請け負いをしてますよね。これは、私が言うように、総務部総務課であった事もあるでしょ。それで教育委員会っていうのは行ったり来たりしてるでしょ、この2つの関係について。そういう関係っていうのは一体どういう風に今後していくんやという、生涯学習課でずっと統一できるかと聞いてもどうかと思うけどね、一体どうなんじゃと。だから、経緯なり役割なり、そういう事からいくと結局履修してる関係っていうのが、去年どうしててんと、そしたら同じようにしようかと、あるいは行事どないしててん、そしたらそうしよかと、青少年問題協議会やったら夏休みの時と冬休みの時という関係、どういう風にしてた、ジャスコの前で一応ティッシュペーパー配り行事したとかいうような関係で、本当に毎年同じ事してるわけや。だからそういう関係になってしまってきて、どっちの部になってもそうやけども、もてあましてんの違うかと、行政側が。こうして座ってても、というような感じにさえする時もあんなや、だからそういう関係についてどう考えてるかという事やと思うな。だから、廃止とかなんとか言いながら、本当にこういう関係っていうのはそれなりの役割分担っていうものを持って、本当に機能していくようにどうしたらいいのか、という事が一つの課題にはなってくるでしょうね、この意見ですけ

どね、問題はあると。

総務部長

この関係については、以前から、以前も松田委員さんの方からご指摘  
いただいていたと私は記憶しております。確かにこの関係につきまして  
は平成6年でありましたか、機構改革をした際に県にあわせまして、県  
の青少年課は総務関係にありました関係上、それに合わそうという事で、  
機構改革したと記憶しております。その後やはり色々とおっしゃっ  
ていただくような体制でやってる事は常に同じやと、マンネリ化して  
るような感じで言われておりました事もありました関係上、やはり実際  
に実態の中で児童、生徒そういった者を中心に青少年問題としての色々  
活動しておる事が主で、そういった事を有利的に動かすには、教育委員  
会の方がやはり動きやすいということを考えまして、平成9年だったと  
思いますけれども教育委員会の生涯学習課の方へ移管させていただいた  
という事でありまして、その後やはり先程申し上げましたように、松田  
委員さんの方から色々ご指摘がある中で、それぞれ所管が変わる中で、  
機能的に動かしていこうというような形の中で、機能的な改善をさせて  
いただいた中で現在にきておるという事でございまして、なかなかおっ  
しゃってるような感覚的に動いてないというような事も、また引き続き  
ご指導をいただいているところ、ご批判もある中でご意見をいただい  
ておるところでございまして、非常にそういった中で検討する中でしてい  
かなければならないというような事も、我々としては関係機関として考  
えておるところでございまして、ずっと以前からこれらの事でご指  
導いただいた事について私は、引き続きどないしていけばいいのかなと  
いう事についても考えておる中で、今このような状態になっておったと  
いう事で反省をしているところでございまして。

松田委員

今ひとつね、申し上げておきたいんですけどね。見直し案の結果によ  
って、どう変わったのかという関係の総括をしたものを出してくれると  
ね、はっきりすると思うんです。例えば条例ではこうなってるけども、  
こういう風に変えた、あるいは実際はこうだけど、これだけ委員数を減

らしたという感じの総括ですね。委員の数がどう変わってきたのかという関係とその事が業務の簡素化に役立っていくという関係を知るために必要だと思うんですよ。それと合わせてその事によって、いわゆる財政的にどう変わったのかという関係ですね。だから、この中でも財政的に変えてないのは、一つずつチェックをしたら分かるんかとは思いますが、例えば町職員の関係とか何とかという関係で、いわゆる報酬を払わないという関係にして委員になってる時もあると思います。議員でも同じ事が言える。だからそういう関係っていうのは報酬にはね返ってこないわけですから。一体、報酬がどの程度この見直しによってはね返ってきたのかどうか、という関係をですね、委員の数と報酬の関係について、総括したものの最終的な表をもう一項設けてくれたら一番良い訳と思うけどね、合計が。そういう事が、出せませんか。

総務課長　ただ今ご指摘の配布なんですけど、なるほどこの見直し後の数だけではそういった報酬の必要な方と必要でない方分かりにくいかも分かりませんが、あえて申し上げますと、ちょっと口頭になりますけどもよろしいですか。

委員長　後でもいいから出せるかなという事。

松田委員　後でいいですよ。

総務課長　そしたら改めて追加した資料を委員長に。

委員長　委員会で今度審議しますので、その時に。

松田委員　そういう関係を明らかにしたり、あるいはここで色々言ってる関係で以内という風にも書いてる関係でね、本当に1名残して以内と書いてみたり、以内という関係の定義なんかもね、はっきり出来たらしておくと、そしてそれは委員会が開いた結果としてね、確認ができるという事にし

て、その事が次に設定された議会運営委員会で結構なんですけどね、それまでに間に合うようでしたら出してもらって、そこで整理をしてしまうということにしたらどうかなという感じがしますんで、出来るだけそういう関係ができればよろしいと思う、要望しておきたいと思います。

委員長　　まだ付託されていない段階なんですけど、今のこの議会運営委員会で私たち正副委員長もその旨を聞かせていただいていますので、今後、設定されていく打合せの段階で担当としっかりと、どういう資料か正副委員長、責任持って対処させてもらいますので、今日のところはそういう形で終わらせていただきたいと思います。

それと、他に。　里川委員。

里川委員　　あのね、実はこの表の中の38の斑鳩町民生委員推せん会についてなんですけど、私は担当常任委員会ではずっと推せん会のあり方で、推せん会の委員さんについて残りある委員さんが推せん会なってるというのはおかしいやんかというのは、総務部長委員会出てくれてはったから知っていたらと思うねんけども、そのあり方についても、今回ね、担当委員会だけの問題として置いたんのか、それともこれはこんで法律で、議会議員も入ってるしという事では、こっちのこれをまとめる本部、全体をまとめるために職員でやってくれはった中でね、これらの委員の中身についても、既存の委員会についても、そういう各常任委員会が出てた意見っていうのは、総合的に検討されたのか、それとも担当常任委員会の段階でそのまま置いたんのか、というところがちょっと気になってね、この問題、何かする選考委員会でもそうやけど、選考される側が選考委員会に居るっていうのが普通はおかしいわけであって、その事の整理が出来る方がいいっていう事をずっと言うてきてたんですけどね、それについては、全体のものとして、その委員会のあり方がどうなんかというのは、全体のものとしてちゃんと一定協議していただけたんのかというのは、ちょっと気になってるんでその事が一点と、しつこいようですけど、34の消防運営委員会ですけれども、ここには様々な角度から



意見交換等を行うという事で書いてくれてはるんですけど、消防運営委員会という名称で今のこのあり方で、問題がないのか、それと議員さんには意見交換会みたいな形でやっていただくと、議員さんには報酬出ませんという事にはなってますけど、団員さんにはこれは報酬は出すという考え方に立ってるという事でもういっぺん確認をさせていただきたいんですが。

総務部長 総務課長がプロジェクトチームの主軸として色々取りまとめてくれたわけでございます。こうした中でただ今おっしゃっていただくようないわゆるそういった委員の中でも、そういった委員の選考、どうした委員さんがいいのかというような関係についても、色々種々検討していただいたわけでございますけれども、検討してきたわけでございますけれども、民生委員の推せん会につきましては法で決まっております、そういったいわゆる民生児童委員の在職者の中で探していく中で、指定されておるような事も聞いておる。

という事になっておる事でございますけれども、これにつきましては何かいい方法がないかという事で、そういった関係で今後宿題的な関係でおいておるという事でございますので、それについては今の段階で出せない、と言いますかまだ法律的なものであるという事でございます。それと、消防運営委員会の関係につきましては、色々これについても議論があったわけでございますけれども、いずれにしても、消運といたしましてはこういった中で、今、消防、自警団の関係の方も18程組織しております。そういった関係の方の参画もどうかという話もあったわけでございますけれども、なかなかそういった入っていただいてもそうした場でご意見をいただけるという事についても色々難しい問題もあるだろうというような関係も、等々ある中でこれにつきましても今現在は保留的な今後の検討課題というような形にしております。

以上、そうした関係で今の状況の中では進んでおるという事でございます。

里川委員　そしたら今私も懸案に感じている部分についても、プロジェクトチームとしては全体のものとしてちゃんとお認識いただいて、協議をしているという風に思っておっていいという事ですね。

総務部長　その通りでございます。

里川委員　分かりました。

委員長　松田委員。

松田委員　ちょっと聞きたいんですけど、監事とか理事とかもってる審議会というのは、ホールと社協の他に何か、他どの程度あるのかな。

総務部長　私、今ちょっと思い出しておるわけでございますけれども、他にそういった理事とか監事という委員会の、我々の審議会等の中にはないと思います。

松田委員　これね、ちょっとここにもないんでね、そういう関係があるんかないんかなと、とにかくそういう関係があったらね、数と報酬とに関係するわけですね。それと合わせてなぜこんなことを言うかということ、特にこの間の議運でね、社協の理事の推薦依頼とかホールの関係の理事、監事の推薦依頼の関係があるんですよ。総務委員会の結論によっては、という事にこの間なってきたからね。その事をどうするんやと言おうと思ったら、ここに今見てたら、ないしね。その面について明らかにしておかないと、具体的な関係では理事の推薦の方を一体どうするんかというけど、やっぱりここで決めてしまわないとあかんと思うんですよ。そしたらこれで選ぶ、改正するんやったらいらんしな。そういう関係になってくるさかいに、その事が抜けてるように思うから、ちょっと整理してみてくださいへんかな。それと、この推薦依頼の関係をどうするか。今月末に終わる関係があるねな、そう言うたな。

委員長 その社協の理事及び財団の理事と評議員、その選出については、今、理事者側でその中での議論はしてなかった、そういう事でしたので、ここには載ってきてない。

松田委員 ところが、入るのはどっちに入るのかな。結局は、現在の報酬の関係の中に入れてあんな、項目入ってるな、50なんぼの項目の中には、入ってないのか。

( 「はい、入ってません。」との声 )

松田委員 別立てになってるのか。そしたらあの区分については、どういう見方をするんやろう。別枠でも入れんならんやろな、これ、ここで合わしとかんと、成果としては出てこんわな、議会の。色々努力をしてきてる関係についての。

委員長 別立てという感じですから議会の方でどう扱うかというのをまず決めていかなければならない、それとこの見直しの中に、私もこの後でちょっと話をさせてもらおと思ったんですが、町議会議員の費用弁償について、そしたら今回、特報審の方でこういう形で改正を出していただけるという事になったら、財団の方については、今まで費用弁償してたのは、しなくなると。そしたらそのままいった方がいいんじゃないかなという考えなんです。社協については元々から理事は無報酬という事になってますけど。

( 「無報酬のことは分かってる。人の選び方の関係はあるわな。」との声 )

委員長 それは、社協の方の。

(「結局はああいう事は附属機関とは認めないんやな。」との声 )

委員長

そうです。

そういう形で整理していった。

松田委員

社協なりホールの関係については、財団法人であるからでしょうね。  
はい、分かりました。

委員長

他にご意見ございませんか。

一つだけね、議論が逆戻りしそうでちょっと委員長から言うのは妥当かなと、どうか分からないので、副委員長ちょっと聞いてくれと言うてるんやけど、前回の議会運営員会でもちょっと触れたと思うんですけど、この見直しについて議会の方でも色々見直しをしようという議論もして、要綱の第5条第5号に原則として町議会議員はいかない、原則として、しないという要綱も、これ作っていただいている。その要素の中に費用弁償の問題もあったんです。以前にもちょっと話させていただいたと思うんですが、その費用弁償が財政の健全化に対して、住民から見た場合、報酬もいただきながらこういう委員会に出て、職員の皆さんは当然それは地公法の関係で費用弁償はない、同じように準公務員と言ったらいいか、その同じように見られる、そして、ただ非常勤というだけで費用弁償しなければいけない。そして選挙で選ばれてる人間にとって、それを辞退するという事は公選法にも抵触するといういろんな問題があるから、それやったら一層のこと、審議会に原則として行かない、その組立から出発したんですが、特報審の方でそういう手続きを追っていただいて、公選法に抵触しないように取り計らっていただいて条例改正がある、という事は、町議会議員が第5条第5号の原則としての意味が、もう少し緩やかに感じる、もっと弾力性をもってね、逆に無報酬で参加すべきだと、そういう委員会もあるんじゃないのかなと。そして、町議会議員と町職員を除いて定数を減らした。だけどそこへやっぱ町議会議員が行く事によって、一般の費用弁償する委員さんが削られていく、

そういう事が先ほどから色々、どれ位の費用が節約できるんやという形にもなってくるのかなと思うんですが、これは議会運営委員会の中で検討すべきものかなと思うんですが、この表で町議会議員を除くという事でね、例えば5のところでね、この中で町議会議員を除いたために実数が減ったとかね、青少年問題協議会、先ほどの色々議論もありましたが、これも除いて定数が減った、実数が減ったという形にもなってくる、これは町議会議員は参加しないんですね、それで減ってるはずやけど、また他から入れてるという事になるんですが、またそういう事が、外からプラスアルファしていた中でね、入れていくという中で、いやもう、議会議員がいたら全体の委員会の報酬というんですか、それが節約できるようになってくると思うしね、そういう検討も加えていきたいなど、今の時点ではまだこの議会運営委員会の中でももう一回再検討していきたい、そのように思っとるんですがね、その事について、今、表まとめていただいた中で、いやそれは困るんだという事も、もしあるんだったら聞かせていただきたい、そのように思います。

総務部長

今回、議会の議員の皆様がこういった審議会等には委員として選出しないという関係については、一つはいわゆる議員としては別にまた審議する機関もあるし、そういった事については、住民さんの方になっていただいて広く住民の意向も聞いていけるという事もあります。あと、委員として入らなければそういった関係で報酬もいただかないというような事もある中で、財政的な関係もあるというような事も、方針を出していただいた中で我々についてもこの要綱についても定めてきたわけでございまして、いわゆる今委員長おっしゃっていただいている第5条第5項の主旨と言いまして、議会議員及び職員は原則として委員としないというのを、その原則と言いますのは、法律等で規定、定めていないものについて、という意味で原則という形で我々としては定めたつもりでありますので、そういった事で今の段階におきましては、そういった事で、主旨で進めております。

委員長

そしたら今、青問協の時にね、実数、今の実数と同じだけをまた増やしていく、総務部長の議員以外の他の方たちの、という事で、という事は実際の費用面についてね、今までそういう方の意見を聴衆しなかったのは、へりくつですよ、議会がいったから、議員がいてたからという事になってくるんかなと、そのように思うんですが、今、財政健全化という事が出発になってます。それであえてそこまで出なくて、議会議員がそこまであえて出ない、原則として出ないというのは、あくまでも他の審議する場所がある委員会、審議会については出ない、それはそれで結構なんです。ただ、第5条第5号の規定によって町議会議員は原則として参加しないという前提のもとでカットしたところは再度議論してね、それは報酬の、費用弁償の件がありましたので、そのように要綱もしたわけなんですので、それはやはり区別を検討していきたいな、そのように思っているんですが、まさしく青問協でまた同じ人数という事は、それやったら議員がいてる方が全体の費用として安くなるんじゃないかな。ただ、他の人の意見たくさん聞けるいい機会だと、議員が退いたために他の人の意見が聞けるいい機会だという観点から言えば、それはそれで正しいと思うんですが、それではあまりにも物事の財政健全化というね、事から言えばちょっとちぐはぐな事になってくるんかなと思っておりますが、私だけかな、ちょっと委員長で変な事言い出したんですが、他の委員さんからもそういう意見をお聞きしたいなと思ってるんですが、どうでしょうか。それも、今後ちょっと分かるような、また打ち合わせの段階で相談させていただきたい、それだけで今日は留めときます、資料出していただいたときね。

今、総務課長心配しておられる条例改正については、定数ですよ、その中で議会議員がこれは議会議員を除くとなってますが、議会議員が入っていてもいいという事でしょ。条例の中に議会議員って書いてんの。

(「青問協は入ってます。」との声 )

委員長

そういうものがあるの。それを除いてしまってる。

総務課長 今回の案は除いた案で条例改正出させていただきます。

(「委員長。」との声 )

委員長 松田委員。

松田委員 その件についてね、確かに委員長言われるようなことがあるんです。だから総務委員会でも実は提起しました。と言うのは、審議会等について議員枠の見直しをする目的と言うものを明らかにする必要があるだろう。その一つは、いわゆる住民の参加の幅を広げるために議員が一応辞退をして、その分を住民の意見、参加の幅を広げていくという関係も一つ、その目的もあった。いま一つは、いわゆる経費を節減するために議員が二重だと言われる関係についての、委員会の報酬があるから、それについては辞退した方がよかろうという関係の財政的な面を重点においたものの言い方、今まではどっちかって言うと財政的な面で重点をおいた言い方が強かった。一面では兼職がおかしいやないかという関係もあったという事が、その視点をどちらにするんか、どちらにウェイトを置くかと、財政健全化という関係からいって、無報酬でという事になるんなら、そういう事を建前とするんなら、何もこの委員会に入ってもいいやないかと、積極的に入って意見を言うという機会になってもええという意見も、ないではないと。だからその辺をどちらにウェイトを置いてどう整理をするかというところが課題になるんと違うかという事はこの間の委員会でも言うてるんですわ、ところが正式にどうするという関係ではないけどね。ただ、そういう関係を今回した方が、はっきりせんないかんやろなど、いう風には思うんですよ。だから議員が、議員報酬を受けてるんやから各審議会の附属機関の委員になる事については、出来るだけ無報酬でいったら、何も財政の関係がおかしくなる事もないんやさかいええやないか、という意見もないではない。だからその辺を

どう整理をするかという事がポイントにはなるじゃろうなと言うた。そういう事で合わせ含めた中で、こういう関係と言うのは出さないと、議員除け、議員除けという、議員が中心になった関係だけで今まで出てきているような感じがしたから、そうではないという事になって他で委員の都合を見直したり何かしてる関係をしてきてる、今回出てきたのはだいたいそれに近い、主張してきてるようなことになってきてるんですよ、そういう議論はしないかなと、あるいはしてははっきりしとかないといかなという事を言うてるんですわ。

委員長 分かりました。ちょっと私自身も勘違いしてましたので、そういう議論もあるという事ですので、分かりました。条例改正でこの要綱に基づく条例改正という事ですので、これはもう理解をします。  
他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、先ほどこの議会運営委員会でも確認をしていただきましたとおり、議会運営委員会での議案第61号、この項目についての議案は付託されるという事で、またこの件につきましては議会運営委員会でも了承したという事で、初日の本会議前の全員協議会で報告させていただくという事でよろしいでしょうか。

( 「ちょっと確認しておきたいと思うんです。」との声 )

委員長 はいどうぞ。松田委員。

松田委員 あのね、先ほども聞きましたけど、それでいいのかなと思うけど、いわゆるホールとかあるいは社協の理事とかいう関係が附属機関ではないという事になって、しかもそれは財団法人であるからという事なども含めてね、いわゆる附属機関ではないからという事でいくなら、議事の関



係について、別に審議したらいいんと違うか。何もここで、その事と今までは関係あるように言うてやで、合わせて理事の関係について保留にしているしね、そしてどこから選ぶという関係は社協の定款に書いてるんですよね、議会からいくという関係について。だから、出すんか出さんのかという事は別にまた議論せんないかんと思うんです。これ、順順という風な考え方と、全く別やから別に議論したらいいという関係とはっきりしないといかん事になるんと違うかな。あるいは何でも社協だけやなしに、何も一緒ですけどね。ところが取り扱ひ上の関係ね、社協の関係については財政的な面はない訳ですわ、今のところね、ホールの関係は報酬の関係があるんです、一応今日決めた関係とは低いけどね、だからそういう関係が出てくる、これはもう別々に議論をする必要が出てくるという事は今回はっきりしたという事になるんですが、それはどこで決めますか。

委員長

別の継続審査の中で議論はまだ継続していかなければならない、色々な今後の人選の方法、それらについても、変えていかなければいけないので、それらについては、継続審査のやっています。

今、締めさせていただきたいというのは、今の予定議案の分については、この資料をもって説明を受けて、という事で確認をさせていただきました。

松田委員

そうですね、だから僕は確認って言ってるんですけどね、継続して審議になってくる事は事実やけど、社協の理事の関係の推薦なんかについてもね、どうすんねやという事になって、総務委員会の結論待ちという事について、そういう立場で審議し、そうすると、今日の11月29日の委員会で推薦するのকাশないのか、推薦願いが出てまっせという事でやけどね、どうすんねやと。もうこれから出さんという事にするのか、あるいは遅なりまして出しますと、従来と変わらないという事を言うのかね、その辺、だから社協は返事待ちしてんねやという事を言ってるわけでしょ。その任期も時期がくるということでしょ。それと文化振興財

団の関係も今月末と3月末という事ですので、まだちょっと時期があるにしてもや、そういう関係が出てくるかと違うか。そしたら今まで延ばす事もなかったわけやし結局。その辺をどう扱うかだけ確認しときたい。

委員長 一旦議案の取り扱いの中身だけは一回締めさせていただいて、継続して今から審議させていただきます。

松田委員 だから、関連してって言うて聞いているわけや。関連するさかいに関連して一体どう扱うんですかと。

委員長 提出予定議案についてのこの継続審議の中、その部分については、先ほど申し上げましたが、初日の本会議の前の全員協議会で報告をさせていただきまして、そのような取り扱いをしていくという事でよろしいでしょうか。それで今、松田委員がおっしゃってますその他の社協、財団については、前回の委員会で一応全員協議会の場で、という事で諮っておりましたが、総務委員会待ちという形になってる、ちょっと私記憶にないんですが。その総務委員会の中でそういう議論があったのかどうかという事ですが、その事は続けてもう一度議論させていただきます。その事はまだ継続していきますので、理事者側にも他の公務もございましたので、これで退席してもらってよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。総務部長、総務課長におかれましては午前中から引き続き、大変ご苦労様でした。

暫時休憩いたします。

( 午後2時49分 休憩 )

( 午後2時49分 再開 )

委員長

再開いたします。

15時まで休憩いたします。引き続き先ほどの審議をやりますが、15時まで休憩いたします。

( 午後2時50分 休憩 )

( 午後3時00分 再開 )

委員長

再開いたします。

休憩前に松田委員から出ておりました意見、社協の理事、それから財団の理事、評議員についての意見をまとめていきたい、そのように思います。どうぞ。

松田委員

これは何やで、ただこの間前の、17日の委員会に出ておって、決まってる例という事で今日するんかと思った、どう今後するねやろかという事を言うてるだけやで、今決めてくれと俺言うてないで。どっちでもええんや、これは。だから前回審議事案の関係で、その議案としてこの2つの議題を審議しようと言うんならそれでいいんやけどね、そうでなしに、わしが言うてるからと言ってそれを気にしてるんやったら構へんで、別に。

委員長

前回の委員会で私自身は社協と財団、それから理事それから評議員の選出要請があるという、その事実でそこに参画する、しないというのは別法人でもあり、議会運営委員会でこの今の審議会等の附属機関見直し等の中に、エリアに入らないという判断からその同じところで審議をしておりますが、この要請があります。については、どのように取り扱っていったらいいのか議会運営委員会でまず審議してもらお、選出方のみを提案させていただいた。議長においてもそのように考えておられたんじゃないかなという事で、そのように進めていただいた。その結果、意見の集約として12月4日の全員協議会の中で選出していこうという、選出

前提での話として私は出させていただいた、そういう認識でおりました。それと財団につきましては、4年前の事例もある事で、その事についても事務局長の方で確認をしておいてほしいという事も申し上げて、公告をしていただいた、そのように思っています。前回の議会運営委員会では選出方法について、また選出方というんですか、その選出するかしないかという事は議論すべきだったのかなとは思いますが、これとも関連してますという事で、それはもう当然選出していくものだという認識で提案させていただいて、その方法を決めていただいたと。だから社協の理事については、12月4日の全員協議会で決めるから、皆さんに聞いていただいて、社協の方へ報告していただく、という事は社協からの要請についての締切日は過ぎてますが、任期としては、現浅井議員の任期としては3日までであるという事で、任期が切れる事にはならない。財団については局長がその時に説明した通りの扱いでいける、という事でこの件については17日の議運で結論が出てると、今回はそういう事からも提案していかななくてもいいと判断してます。私の方の考え方としてはそういう事なので、これはやっぱり再度この審議会等附属機関の見直しにも関連して、別法人であっても関連してるという観点から、再度社協の理事、それから財団の理事、評議員、これはもうちょっと議論、別の問題にもなってくるのかなと思うんですが、それに対して選出するかしないかという事も一応議会運営員会で決めていただければいいのかなと思います。

松田委員　　ちょっと見解が違うんか分かりませんが、僕は社協の関係というのは手引書にもあるように、一応議長になるのが通例とすると書いてるねんな、手引書では。だから、それがずっと踏襲していったんやと思うんや。それから一応、相手側でその都度その都度、議会の関係というのは一年毎に替わって、その時の理事やから、手続きの関係が大変やから、相手側の任期の間中はその時決めた人があたる、という事でいう事になってるさかいに、ずっとそれで来てると思うんや。だから今回の関係については、多少違うのかなと思うのが、私の思い違いか知らんけど

うか知らんけども、社協の理事と言えども我々、議会から出すべきかどうかという事が議題になって、出し方の問題ではなく、出すかどうかという関係については、たまたま審議会の委員の関係について議論をしてる時であるから、見合わせた方がよかろうという事になって、理事の選出の関係も一応含めた関係で議論はしてきたと思うんや。ところが、あまり議論にならん、そこまで議論が進展しなくて、ただ推薦依頼があるからという事で初めて議運で提起されてきたのは、前回の11月17日の委員会やったと思うんや。それから後の関係については、ちょっと僕の勘違いもあるんか分からんけど、いずれにしても審議会の委員の関係と言うのはあらかじめ一応ホルの、12月議会を出すという関係も確認できて決まってきたわけですけども、この理事の関係については、議会から理事を送るか送らないかという事が議題になってへんと思うんや、だから今日まで保留にしたんやと思う。ところが今、委員長が理事を出すという事は決まっていると、決まっているとすれば決まってるような関係で、いわゆる議長がいくのが通例というんやから、そのあとそういう事になるんでしょうなど。ところが議員の中からという事にはなっていないわけですから、だから議員の中からという事であれば、議長からという関係を改めようという事なら、話は別なんやと、僕はそういう理解をしてるんやけど、間違いなんかな。それできょう今日まで遅れてると思うんや。

委員長

私が認識してたんとはちょっとやっぱり差があると思うんです。まず、議長が通例とするという読み方については、私は以前からそういう読み方は違う、議長が必ず行くんだったら何も議長と決めといたらいい。例とするということになっている、やはり全員協議会の中で全員の議員と、あくまでも議会となっておりますので、先方の文書については、議会から誰か来てくださいという事ですから、その中でまず行くという希望の人を選んで、どうしても誰も行かなかった場合には議長がいくと、そういう読み方が正しいと、12年から13年からにかけて色々議論した中で、松田委員が今おっしゃったように任期で、充て職であったらその中の任

期で替わっていかなければいけない、そういう弊害を取り除くためにそういう文書に変えてるし、任期も先方の、審議会等の任期に合わすという事は、なぜそういう事にやっていったかと、議論の中身を検討していったその経過では、やはり充て職だったらそうして一年だったら一年、こちらの任期に合わす、そういう弊害があるからそういう表現にしてある。議長と決めてあるものについては、いたしかたない。例えば今回出ますけど規約、一組の、あれは向こうの議会議員は議長と決めてますからこれに対しての弊害もたくさん出てきてる、私はこの事についての質問をするつもりです。だから、相手の審議会、委員会の任期に合わすというのは充て職を除く、充て職というのは議長と決めてある事が弊害、厚生常任委員長と決めてある事が弊害、そういう観点から議論をしてああいう形にしてるんだから、当然それは議長行くという考え方で発言されるという事は、それは私としてはおかしいと思います。

松田委員 それはおかしいんかも分かんけど、例とするという事しか書いてない、何には、黒表紙の関係には。議事については議長があたる事を例とするという関係になってると思うんや。議員から、議会からという事ではなかったと思うんです。

だから、それは一つも問題なかった、理事の選出について。そういう関係があるんだったら、任期が、そうであるとかそうでないとかなくて、確かに僕は任期中に全て替わるという事になってるんや、僕も経験あんねや、あんねけど、理事するんやさかいにという事で戸籍抄本とったりなんやかんやとようけやったわな、手続きな、事務手続き。あんなん一年ごとにやるというのは大変な事やけども、まあまあ言うたら理事である事は間違いないけども、そんな面倒な事をせんならんのに、という事になってね、何とかならんか、相手も悪い、一年ごとに交替してる関係やからという事でね、一年ごとに交替になる、議長。だからその時には議長が出る、となってたと思う。今度送る事が要るのかどうか。議長の選任の問題はどうのこうのというのは、これまた別の問題としてあるけどね、ちょっとそういう風に理解をしてるもんで、色々もめてるし色々

議論があったけども、理事っていうのは議会からにしろ、議長にしてもどっちにしてもいいんやけどな、今やったら議会からやな、議会から出すか出さんかという事も含めて審議をすることになっていて、審議しているんやと思ってたわけや。それは、合わせてであるのか中に含めてであるのかと言うたら、含めてでないと言われるけど、それはそうかも分からん、議題があるからと思うけども。ところが今、出す事を前提にして出し方をどうするかという事だけなんやという事にはなってなかったんとかうかなという風に、僕は理解してたという事です。僕はやで、皆さんはどう思ってるんかどうか知らんけどもやで。

委員長

皆さん、何回もこれ配ってますけどね、この表、13年からこちらの方で全協の方にも。その中で、行政選出区分というところには全て町議会議員とか、社協は町議会までしか書いてない、確か。それで選出方法としては議長とするのを例とする、充て職やったらこれは議長と書いてあるんです。例とするという事ですから、だからそういう事ですから皆さんしっかりと認識してくださいよという事でね。それで、任期をこれまで、議会選出委員の任期には当該組織に定める期間を原則とする、それで見直しを行う、という事は今、松田委員がおっしゃったように、議長は一年間なら一年間しかしてない、そしたら当該選出機関の任期と一回ずつ交替してもらってる、そういう弊害を取り除くために改めて、みなさんと議論して決めていった。その運用をまた誤った方にやる、私はあえて言う、誤った事をなぜ繰り返すんですか。だから議長とするのを例とするという言葉は、これは議会の、議員の全体の中からこの委員会に誰も行かなかった場合は、議長が行くという、そういう改正をしたんです、改正と言うか確認をしたんです。それを全て、これは充て職のようにね。だから藤ノ木古墳整備検討委員会には議長と書いてるだけです、例とするというのと議長というのと、全然意味違うでしょ。だからこそこの選出方法については全員協議会で、希望者を募って、以前、全員に聞かせていただいて、その中で全協開くというか、これだけで全協開くのもいかなもんかという事で、希望者を事務局から聞かせていただいて、そ

の中で2名を選ばせていただいたという委員会もあるんです。今回、社協の理事については、色々と以前のことの議論もありますので、社協の方から推薦依頼がありました。やはりその事で全協まで開く事がどうかという事で、議長とも相談させていただいて、12月4日には12月議会の全協があります、その時にそういう全協で確認させてもらって、一人を決めて連絡しよう、そして社協の方には返事待ちをいたしておる、そういう経緯です。だから、誰が行くという事については、私は議長が誰もいなかったら議長が行ってください、そういう事になると思います。それと先ほどから、この社団法人また財団法人に理事、財団の評議員、理事を出すか出さんかは、一応この議会運営委員会で決定されても私は何ら問題ないと思います。社協の方に社協の事務局長がどのように解釈したのかどうか知りませんが、議会としては議会運営委員長としても、それを聞いておりましたので、待ってほしいという事で、事務局長通じて返事をしてます。その理由はあくまでも全協をわざわざ開く事ができないので、という事を出しておりますので、社協がどのように解釈してるのか、それは私は知らない話ですが、議会としてはそういう事で事務局長から返事をさせていただいている、そういう経緯です。

松田委員　ほんなら言いますけど、僕はね、今委員長言っておいでになるけども、現在、前の議長になるんやと思うね、浅井君やね。浅井さんが社協の理事になってんのはなんでかな。どこで決めたんかな。誰も諮って行く人がないから行ってもらったという事ではないと思うんやけどね。

(「全協です。」との声)

松田委員　だからそれは、その事が一応例になってるからという事でしてるんやろ。

(「違います、これに基づいて全協、その時の全協は確か、当時の副議長の浦野議員、」との声。)



松田委員 そんな理解をしてるんやろか、皆。僕はそうでないと思うけどね。

(「委員長。」との声 )

委員長 はいどうぞ。

三木委員 私はね、浅井議長の時ですね、やっぱり前例にならってね、そのまま議長だから、その前も議長だったから、浅井議長も議長なのでそのまま社会福祉協議会の理事になっていくという風に解釈をしております。ですから、そうするとですね、文化振興財団評議員、もうちょっといい例を出すと斑鳩町表彰審査会、議長及び副議長とするものを例とする、という風に書いてございます。そうすると、これも例とするという事になるとですね、議長、副議長じゃなくても、全協で私になりたいと言ったものはなっているという風に解釈、同じようにとらえますけど、そうですか。

委員長 そうです、全くその通りです。それでね、社協のこれは全協でという事で、全協で希望者がなかったのが浅井議長が行かれたんです、当時の。浅井議長だから行かれたんじゃないんです、希望者がなかったんです。そうですよ、誰も希望しなかったんですよ、その全協。それでその後、議長室でその後日ですか、副議長である浦野議員と、今の委員と、色々協議しておられた、私その時居りました。だからです。全協で誰もいなかったから行っておられる。私はね、この社協の理事については、町長に対してもいろんな辛辣な質問もしてます。この行政から一名というのにね、私はどういう言葉を言ったんですか、町長自ら自分が行政の代表やという事を出していく、今回もそうして出しておられる。行政の担当の方に何ら相談なしで自分で自分の名前書いて出しておられる、そういう一般質問してるでしょ、そういう事をしていいのかという事をね、町長としていいのかというね、まさしくそうなんです。だからね、この

附属機関等の選出基準ということでこの表を何回も作って何回もつけてます。それを誤った扱いをしてきてる、今しようとしたんです、今は、議長だという、だから全協でもう一回諮ってもらおうという事をこの前に決めてるんです。だから、今ね、その議論、例とするというのと議長というのと、これはなんでこういう事書いてあると理解してはるんですか。

三木委員　これはですね、藤ノ木古墳の場合はですね、これは議長一名と決めるという風に理解します。それで社会福祉協議会の理事の方では議長とするものを例とするという事ですから、これはあくまでも例ですよと、例ではあるけども、今まで見ると前例に従って議長がなっていくと理解しております。それと、確認ですが、そうしますと、もしですね、今言ったことが、例とするという事であるならば、確認です。総務常任委員長を例とするという事の、2. 生活安全推進協議会、これは逆に委員長以外にですね、総務の委員の方が私行きます、と言った場合には全協で手を挙げた者に行ってもらおうと、その他の例とするという事と全部一緒、そういう風に解釈してよろしいんですか。

委員長　そうです。そうするために例とするという風書いてあるんです。こちらの方は議長を例とするのではなく、議長が来なさい。こちらはその前に町議会議員の中で例とするというのは、その中で居てなかった場合は、という事になってるんです。その認識はね、それはなぜそうなったかと言うのは、当初はね、確かに要綱の中に例とすると書いてあるだけで、そういう具合にして先ほど松田委員がおっしゃったように、一年交代で全部議会から行ってたんです。これではいかんということで、12年から13年にかけて皆に議論したんです。そしてやはり当該委員会、この文書の中でも色々ありますが、任期に合わさなければいけないと、その中でこれは例としてるだけやと、要綱には。だからここでは、齟齬を発しないから、このままの選出方法を例とするという言葉を使ってるんです。例とするという言葉を使っても相手の任期に合わすことは当然出来る。そういう事からこのまま残してある。この藤ノ木の議長という

のは、これはここの委員会のあれの中に斑鳩町議会議長と書いてある、だからこれは議長しかない。

三木委員 それはよく分かります、ここに議長と書いてあるんでね。ただ、私3年ちょっとやってきてですね、今までは全部例とするという事については、議長、副議長とするのを例とするのは、議長と副議長がなくなっていったという風に理解しておりました。さあ、果たして他の議員の方がどれだけそれを理解してるかどうかですね、私は私のような解釈をしてる人が多いのではないかなと思うんです。

委員長 前回でね、そういう話に完全に議論をする時間がなかったんです。あこで全協やったんです。合併のね、条例かな、それらの事で全協で再度確認しようというようなことがあって、それに引き続き、議長からこの社協の理事についても提案されたんです。同じ議論をした、私はした覚えがあるんです、誰一人理解してないんです、情けないです。意味を深めていったらね。だから、これについてはね、なぜそしたら例とするというのを書いたんですか、例とするだけですよ、そして色々な先ほど弊害というのか、任期を一回ずつ替えていく事について、ここのとこしつかりとね、皆さんに認識してもらわんなね、何ら改革していけないでしょ、その任期についてはそういうものである、充て職が行くだけではあかんという事をね、いろんな意味が含まれてきた、それでこの審議会の今のやってるのもそうですやんか。審議会行ってどうのこうのという事もありますし、充て職で来ておられる方、失礼ながらあまり詳しくない人が充て職で行ってどういう意見を言えるんですか、議会人として学識識見者として、識見がある者として認められてる者がどうしてそういう事できるんですか。そこらをしっかりと認識してもらわんなね、自ら、こちらでは一生懸命これ見直しをやってるのに、選出していく方向が、既にこれは先行してたんですよ、例とするというのはそういう解釈にしていこうという事で、その上でこれ全員協議会でもその当時も追加しとるんです。誰一人そういう事言うてない、ただ取り扱いで、私から言わ

したら大変失礼やけどその時におられた議員さんらが、こんな例とすると書いてるから行くんや、というのは全く勘違いも甚だしいです、そういう事です。

里川委員 すいません、私ちょっと全く別の意見持ってるので、言わしていただきたいんですが、この推薦依頼来てるんですけど、来年の4月には選挙となる事から、私たちは4年に一度選挙によって選出されるという事では、そのタイミング的に、この推薦依頼受けても次の選挙で、私たちの身分っていうのは保障されていけませんので、どうなるか分からない、というような状況もあるという事が一つと、それともう一つは文化振興財団については今年、指定管理者という制度を導入して指定管理者となられて斑鳩町の方から管理委託について指定をしている法人であるという事の中で、そこへ議会から選出されて行くのについては、どうなんだろうかという、ちょっと疑問が一つ生じてきてて、そのところがちょっと私の中では一つのクエスチョンになってる事と、それとこの際こういう風に整理をしてきた中で、私としては、この、そういった問題も含め、より多くの住民の皆さん方に文化振興財団であれば、そういった文化を守っていただける町民さんの中から、より多くの方により多くの芸術を分かる方に理事、評議員という風に識見を有する方入っていただいたらいいのではないかな。社協も会費制を導入してきた、より多くの地域の皆さん方と共に歩いていく社協となられたらいいのではないかな、という事の中で、私たちは各両方とも事業の報告の内容なども聞けますし、それに対する意見も言う場所もありますので、私は逆に出来たらこちらの方の選出については、議員が行くという事についてもう控えといたらいいのではないかなという意見が、もともと私は意見として持ってるという事だけ意見として言わしていただいときたいと思います。

委員長 里川委員の社協についても同じ考えの方もおられると思うし、それを議会が決定した場合は、それこそ定款に記載してる選出区分を社協の方でもう一度検討してください、そして議会の枠、それはあくまで町議会

と書いてないんです、当時この選出区分等の時に私は理事で参画してましたので内容的には全部分かってます。当時5名の理事がおりまして、県会議員の梶川議員もおられました。それら、どういう形で選出されてきてるのか、どの区分で選出されてきてるのか、全てこういう表がなかったんです。そして定款で13名、活性化を図るために13名の理事を増やそうという事は、定款で理事会で決定して定数を増やしました。そうしたところで、明白でない、その事から踏まえて小地域福祉会から必ず1名とか、そういう形で選出表と言うのを検討させていただいて、これを運用しておられます。その中で、いろんな評議員会の方も、今日もあると思うんですが、いろんなところでこのグループは遠慮してもらお、このグループは新しくやっぱり入れてもらおう、という形で県議会から来ておられるのかなと、梶川議員がそうかなという感覚でおったら別にそういうエリアもない。それから町議会からは確かにその時の議長も行きます。それで、任期が替わるごとに社協の任期は2年ですかね、町議会は1年ですので、その都度途中で議員変わってます。けどこういう議論をした中で、私はわたしなりに、それでこれは議会からですから、何も議会というのは町議会だけに決まってませんので、県議会も、生駒郡選出議員からも出してもらおう、一名を出してもらおうという事は可能だと思いますし、そちらへ三人、県会議員に選出依頼をされる、町議会としてはもう行かないと決めたんだったら、それはそれでいいと思います。ただ、この選出表を検討して作成した過程では、あくまでも町議会、斑鳩町の社協である限り、町議会というのは町議会と言いますと、そういう運用でやってきてます。だからこそ社協の事務局から理事の選出依頼という文書が議長宛に、そういう事なんです。毅然と対応していく事は可能だと思いますし、そして今、里川委員がおっしゃった事、賛同する人もあるんです。今、ちょうど向こうの任期切れ、12月ですので、ちょうど改選時期になりますので、仮に今議会から誰かが行っても、その方が次回の選挙に選ばれるかどうかという事は、また立候補されるかどうか分からないという事もあり得ますので、今、選ばずに改選後に補充をしていく。13名以内だと思いますので、定款については、それは

そこまでの待ちをしとくというのも、一つの方法やと私は思います。ただ、そういう事も踏まえて19日ですか、この前の議運では12月4日で選出方を諮ってもらいますという事で議会運営委員会で決定した。この議会選出方法については、そういう理解をしてる人、こんな多数決でやるもんじゃないんです。その時の経緯、その時の流れ、議運での議論、そして状況から判断したら何故これは例とするとして残ってるのか、もっとはっきり言いましたら、要綱を改正する暇がなかったから、これと一緒に運営していくからです。下の方の4つの委員会は、そういう13年の議運で検討して、全協で確認できたこういう選出基準、それ以後に出来た委員会です。だから議会議員の中から一名選出、こんな当たり前の事です。選出方法でも何でも無い。それで議会議員の中からいきますよと、これ、廃棄物減量等なんかは町議会じゃなく町議会代表と書いてある。町議会代表と言うたら普通は議長なんですよ。だけどこちらは議会議員の中から選出、これらについては、三木委員もあの時どれかの委員会、希望されて行かれたでしょ、全協せずに希望者を募って確か、どれやったかな、あったと思うんです。

松田委員

僕はね、結局今までの経緯なり何なりというのは、それは十分熟知されておいでになるんかも分からんと思うんや。だけど今問題にするのは議会の対応についての問題ですよ、今までの関係の社協との関係についてどうこうっていうのは、我々十分立志をもってこうだと言えない状況があるんだと思うんですけどね。ただ、先ほどから言われているように、充て職で法的に決まったりあるいは条例できっちりしてるものについてはね、やっぱりその充て職を議長、何とかというたら議長や、という事になってくる。例とするという関係については、確かに今までの例がどうであったかという事を多く言われることがあるので、そういう事に例として、今まではこうだったという事で例とするという事で対応してると。それから色々あってですね、議員の中から云々とか言うようなその辺の議論、今言われているような議論が色々あった過程からね、本来はだいたい充て職やったわけや。委員会の委員であるとかね、あるい

は厚生委員であるとか総務委員であるとか何とか、そういう関係の所属する中から選ぶとか、あるいは委員長が行くとか、それがもう少し幅を広くして各委員に、各委員会の委員の中から選んでもらうとかいう事について、出来るだけ幅を広げていこうという事にした事は事実やと思うんや。そういう関係で今日まで、社協の理事の関係でも補充出来なくて気の毒であったという風に、俺は思うんやけどやで、割にうるさいとこだったしね、あの時分なかったしね、あまりようけ。ところが、例とするというのは通常ずっとそれまでは議長が行ってたさかいに、それで議長が行ってることが従来では例とするという事に言われてきた。だからその例が今後、いかんという事であれば、あまり好ましくないという事であるならば、今までは今まででそういう事で決めてきた。改めていっぺん議論をし直そうやないかというなら俺は分かると思うんや。ところがそうではなくて、なんでその例としてるんやという事からになると、何かそういう解釈ではなかったなど。委員が言われるような関係っていうのはやっぱりあって、してきた事は事実。それで出来るだけ例に従っていてもいいやないかという事やけど、それはやっぱりまずいでと。やっぱり社協の理事は誰でもいいという事にはならんという事でやっぱりそれぞれの得意、不得手というものがあるやろうからという事で言うて、改めてここで議決しなおそや、というならそれはそれでもええと思うんや。ただ、その事については、出すという事が前提になってくるか分からん、ところが副委員長が言われるように、この際廃止をしたらどうか、という関係というのは随分続いていると思うんや。その事を含めて検討しようやないか、というのは今日まで来ている状況になると。たまたまそういう時期の時に任期が来てしもた。それまではどういう規則になって、最終的に決まったんかどうか、責務の関係っていうのはあんまり記憶にないんやけどやで、委員長、全協で決めたと言われるけど、全協で確認したんかも知れませんが、最後では。ところが、やっぱり例に従ったという事であるんだと思うわ。そして相手側の任期中という事で今まで来たわけやな。本来ならそれがあって一年交替で交替で行ってたわけや、僕らの時はそうや。だからそういう関係で今度新たに提起をさ

れて、やっぱりそういうのではなしに、出すか出さんかも含めて改めて協議する、出すとするならば今、委員長が言われるような形、皆に確認していくというならそれでもええ。あるいは里川さんが言うようにこの際、しかもそれはあと任期がしれたるさかいに、それまでに暫定的な関係でものを言うんかどうかは別にしといて、改めて新しい議会になった時に議論しようや、というならそれも一つの方法かも分からん、ある意味ではな。だから、そういう事に何とか処置をせんと、しかももう4ヶ月間の関係のこっちや、まあ言うたら、長い人でな、これ。そしたらほんまに暫定的、それこそさっきの何じゃないけど暫定的ななもんやという事になるさかいに、その辺でやっぱりある程度結論出しとかんな仕方ないんちゃうか、ほんまのそこは。僕は一概に今までの経緯というのは分かるんやで。そうかな、そうやったんか分からんなどと思ってねんや。

委員長 4ヶ月間だけとは限らない。今、理事にね、行かれた方がまた再選された場合はそのまま継続して、何も選ぶ必要はない。

松田委員 それは議論したらええねや、改めて4年毎の関係やからね、議論をしてないと、また先ほどの関係、その時の関係はこうだった、ああだったと言いたくなってくるんやから、やっぱりこの4年間はこういう関係でいくでと、あるいはこういう関係踏襲すんねやで、という事が確認できたらね、それはしていったらいいと思う、新たに色々考え方、違う事言うかも分からん、そら。

委員長 失礼な言い方するか分かりませんがね、13年、13年ってことわってますのはね、その時にきちっと決まって、議論して確定したものです。それで、もう15年になったらもう違う事で、があーっと皆が言い出してから私は色々な事象が起きたんです。当然、今の、例とすると書いてあるやろというのは、三木委員の意見も分かるんですよ、これは例としてるんや。それはね、何故かと言うたら、最初に今松田委員がおっしゃったように、例として充て職にしてた、という要綱をその時に



変えたらよかったです。だけど要綱との整合性を図るためにこのまま残した、そういう経緯があるんです。だからその事を皆さん分かってもらいたいなという事で、それをもう一回再度議論するならしてもよろしいし、もう今回は要綱というのをね、しっかりと変えていく手もあります、そうせないかん事もあります。だから、小手先だけの整合性を変に図ったために誤解を招いたなというのは、当時の議長も、議運の委員長させていただいた色々な立場がありますので、申し訳ないなと思いがながら今日まで来てる、それは事実なんです。ちょっと本来の中で、議長もまだ帰って来てないんですが、その事も踏まえて議論をして、決定していくにはちょっと時間がないのかなと思いますのでね、前回の時に選出するという前提のもとで出た。こういう事言ったらなんですが、今もう選ばなくてもええの違うか、全然行かなくてもいいのじゃないのか、という議論を今して、待たしているという事も踏まえてね、そういう議論を深めるために、という事でこの前の議会運営委員会で議長に全協に諮っていただきたい、それで諮って決めて、返事してもらおと決めてる事を、やはりもう一回それは待だという事で、結論付けていかなければならないかなと思うんです、もしそれやったらそれで、もう一度議会運営委員会開く中で、こういう事だから全協で何も諮らなくても改選後までとか、行くか行かないかの結論は出てませんという事で社協に返事をしていく、そういう形でしなければいけないと思います。その辺どのように議会運営委員会としては考えていくかなんです。どうですか。

三木委員。

三木委員　社協の方にもですね、これ見ると12月3日、振興財団の方も3日になってます、これはちょっとどうなるか私分かりませんが、一応3日というのが2つあるわけですけど、迫ってるという問題もあると思います。もし、3日には間に合わないとしてもその後でも早急に決めて返事を出さないとするならば、時間がないという事ですね、もし急ぐとするならば、やはりこの問題について、例とするという部分をですね、やはり皆に認識してもらい。

委員長 ちよつとごめんなさい、こちらのこの問題は別です、次の問題です。まずね、行くか行かないか決めやないかんと思う、今の議論の中で。それを議会運営委員会で決めて全協で確認というのは、そういう議論してますのでちよつとすいません、これは次の問題なんです。行くと決まった時にもう一回やらないかんのかなという事もあるんです。行くか行かないかという事だけは、先にやってもらいたい、そのように思います。

三木委員 行く、行かないかというのは、社協がもう3日に迫ってますのでそれに対して行くか行かないか、そういう解釈でいいんですか。

委員長 今後、社協の理事に議会から行かない、財団にも行かない、理事にも。行かないというようにするのか、いや、行くんだと、この審議会の見直しやってますので、それを先にやっていきたいと思います。

松田委員。

松田委員 それはね、確かにそうかも分からん。先ほど里川さん言うように、後わずかやしね、むしろね、今度選んでくれという風に来てるさかいに言うんやけども、我々も任期わずかやし、今回は決めてないと、決められないという事で、定款はそのままにしといたらい、向こうで決めはする。うちとしては欠員やろ、結局言うたら欠席するという関係、あとの補充が決まってないという事だけにしといたらどうなんかなという感じはするけどね。あと4ヶ月か3ヶ月かの関係だけや。新たに今度変わって、出たらそれで決めてもらったらいい、出ることにするのか行く事にして、どういう行き方するのかについて決めてもらええと思うしね、それは継続して行く事にしといて、今回は確かに補充、推薦依頼が来てるけども、よう決めないと、議会は今改選期を間近に控えてるし、色々あるさかいに、決めかねているんで、欠員の扱いでしといてもらおうという事にしといたらどうなんかな、ちよつと卑怯かな、それは。そうしか仕方ないと思うんや。

委員長 確認したい事ありますので、他の人どうですか。  
浦野委員。

浦野委員 それで結構です。

委員長 中西委員は。

中西委員 結構です。

委員長 ちょっとあと、局長に聞きたいんですがね、実はね、前回の議会運営委員会では、12月4日の全協で決めてお答えしますというように返事をもう既にされたのか、その点はどうですか。

事務局長 先ほどのいろんな意見と重複するんですけど、社協の事務局長には今、議会の中で色々審議会等の見直しも含めていろんな事を検討してますと。行く、行かへんも含めてですけども、任期が近づいてきてるのよく分かってますけども、検討してもらってる場所ですので、待ってくださいと、待ってもらってるという状況です。ただ、行くとか行かんとか誰に行ってもらおうとか、それを決めるという事じゃなしに、全体を今、議論してもらってますのでちょっとどうにも結論が出てませんので待って下さいと、待ってもらってるような状況です。

委員長 そしたら、私が心配したのは、先日の議会運営委員会でのようなまとめと言うんですか、議長にも報告して初日の全協で決めていただきたいと、決めるということで、議長に取り計らいをしてもらうという事でしたので、その結果を踏まえて局長の方から12月4日に決めてくるというような報告があったらね、また何やのというような事にもなると思いますが、幸いにそういう色々議論してます、という事ですので、そして改めて今日は議長いませんが、議会運営委員会としては色々な事

も改選の時期もあり、審議会の見直しと同じスタンスで審議させてもらっています。その結果、次の改選された議会で再度検討してもらいます。だから、12月4日から始まる社協の理事、1月1日から始まる評議員、4月1日から始まる評議員の理事、これについては、今まで議会から選出、出させていただいた、今の議会からは欠員という形で決めさせてもらいたいと思います、という事を正式に事務局から返事してもらいます。そういう事で、もちろん全協で報告させていただいた後、事務局長から手続きの、議会運営委員会について、という事でさせていただきたい、そのように思いますので、色々貴重な意見をいただきましてありがとうございました。

そしたら、②の附属機関等の委員選出基準等の見直しについてを終わります。

それでは、先の方へ戻りまして、次に、①町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。前回に引き続き、ご意見をお聞きしていきたいと思います。

前回、事務局長の方から委員会条例についての事にも説明を受けましたので、これらの事についてご意見を伺いたい、そのように思います。複数常任委員会制を採用していくという事で、そしたら意見が一つにまとまってきたのかな、その次の段階についてどのような常任委員会、今回の条例改正でのメリットの中で、里川委員からの予算常任委員会という設置もいいのではないかとか、それからいろんな意見もあると思うんですが、それらの意見をいただきたいなと思います。

複数常任委員会を採用するという事で一応全員のお考えはいただいたという事ですね。そしたら、どういう、その複数常任委員会での、今の3つの常任委員会で複数制にするのか、また里川委員からの意見もありましたが予算常任委員会、そういう新しい常任委員会も作っていくことも出来ます。その上でまず常任委員会というのを増やしていける要素が複数常任委員会制のメリットでもあると、そのように私も考えますので、まず常任委員会が3つの常任委員会は最低必要だという議論。そして定数がその中で $5 \times 3 = 15$ という形で決定させていただいた。その中で

複数常任委員会制を採用して常任委員会を増やしていくというメリットで、まずその常任委員会を3つのままでいいのか、4つがいいのか5つがいいのか6つがいいのか、それはどういう委員会なのかという事でご意見を伺いたい、そのように思います。 松田委員。

松田委員 僕はね、委員長が今諮ろうとしてる事とはちょっと違うんかも分かりませんがね、言うたら12月というのは一回、前もって委員会予定されてるわな、それが限界と違うかなという感じがすんねけどね、日程から見てやで。そうすると、今言われてる関係について議論をしていくような事になるのかなという事について、ちょっと気にしてるんですわ。だから、今言われてるような関係については、少なくとも3月議会を目標にね、具体的に取り組んでいくという方向を示しておいて、今日時点においては、ようやく日程が形作ったような形のもので出来てきつつあって、一応12月議会で一応かけると、条例改正についてでもね、審議会のあり方、部分的であったにしても。そういう関係を一応整理をして、その上ですわね、議員必携その他の関係とか委員会規則とか変えるなら変える手順を一つの目標において、3月議会にするという目標において、一応それぞれの関係についてゆっくり議論をしてみるという事にしたらどうかなという風に思うんですわ。そして、その時にだいたい3つなら3つ、名前はどうかというのは、新しい委員会でもいいと思うんや。だから一応骨格的な事で特に運営に直接関わっていくと思われる関係については、是非整理できるものは整理していく、引継ぐものは引継ぎにするという格好で来年の改選期に向けてね、後始末をしておくというのかな、そして引継ぎするという関係が出来るという関係できっちり整理をするという、この任期中の、我々の委員会の任期中における後始末をきっちり整理をしようという事を一つの目標において取り組む事にしましょうや、という事に、程度にせんかな。その方がええと思うんや。

委員長 私は今、松田委員がおっしゃった通りのことで、進め方としてね、後

始末とね、改選後の議会、斑鳩町議会がマッチして入ってってもらえる、その中で私らが作った委員会条例、例えば常任委員会の話もありますが、それで運営をして、新しい人に運営してもらおう。その中でやっぱり不都合が生じてきたらその新しい人たちでまた改正してもらおう。ただ、私たちは今、方向付けとして自治法が改正されて、複数制を使っていく、そして定数も15名という事を変えてますので、改選後にすぐに入ってもらおうといったらおかしいですが、常任委員会がいくつになるのかというのはね、今、委員会条例を改正していく必要があります。今の議会運営委員会で自治法の改正の主旨に従って、複数制を採用しようと、そしてら複数制を採用するのやったら、どの委員会が何名でという事で決めていかなければならないので、それはタイムリミットとして3月議会だと思いますので、今から色々な案を出していただいて、最終取りまとめを2月くらいに出来て、それで全協か何かで全員に報告させていただいて、条例改正、少なくとも委員会の条例改正はこれ、必ずしておかなければいけない事ですので、この前にも一応この説明は、事務局長の方から標準って言うんですか会議規則、それからこういう冊子でお渡しさせていただきましたので、いろんな意見をいただければと思って、ちょっと今提案させていただきました。その、すぐに12月議会にかけやんなんというのはとてもじゃないけど無理ですので、また皆さんで色々案を作ってください、この言わば今の標準、前回の時にお配りしましたこの条例の改正について、という冊子と現在の私どもの委員会条例、これと一人ずつ検討していただいて案を出してもらって、これもゆっくりはたぶん出来ないと思うんですけどね、正月休みもありますしね、次回のそしてら議会運営委員会で各委員、全員の案を出してもらって、また検討加えていきたい、そのように思いますが、そういう事でよろしいでしょうか。皆さんお持ちだと思います。この要覧の中に委員会条例がありますので、私も事務局に言うて拡大コピーしてもらって別に一つ持ってるんです。それとこれとこう、ちょっと研究をしていただけるという事でお願いできますか。各個人に一人ずつ、そして今度また持ち寄って議論を深めていくという事で行いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

浦野委員 次の委員会に持ち寄るんですか。

委員長 次の委員会では付託案件もありますけど、出来ればちょっとずつ議論を深めていかなければ、何回も閉会中また開かれない、また正月もありますし、閉会中、その事でまた新たに開きたいなと思います。それで3月議会の前の議運で決定させていただいて、条例改正、委員会条例やから議員提案、それで3月議会に提案したいと思います。

松田委員 結局、いくつのどういう複数制にするかどうかというな、関係だけのな、言わば。それが決まればだいたい決められる。だいたい今までから言うてるように3常任委員会というのとはとにかく減らさんという事は言うてるんやからな。そして、その3つの常任委員会に、どういう形で複数制にするかという事になるんでしょう。その事によって定員っていうのは決まってくるしな、委員会の。その関係だけは感じとして言うてる。その事が決まれば、規則は出来るけどな。基本はそれだけやから。

委員長 前回のこの議運で里川委員がね、予算の常任委員会とかまた現在斑鳩町もそうですが、これは松田委員も里川委員も色々ご苦労かけたと思うんですが、広報編集委員会、最初は編集委員会で出発してたんです。だけど編集委員会は任意の委員会という事で費用弁償の問題はないとして、公務災害の問題が考えられる、という事で現在は特別委員会という形をとってます。だけど、それが公務災害の事を懸案してるんですが、今度の自治法の改正にも特別委員会は出来るだけ少なくして、それでも常任委員会にしたらどうやという、そういうメリットもあると思うんです、複数制とる事によって。今まででしたら定員は少ないので常任委員会が1常任委員会しか行かれないと。どうしても常任委員会の数を少なくせんな仕方なかった。それが複数制を使えるという事によって、例えば広報も広報常任委員会という形で設置が可能になります。そういうメリットを最大限活かして、活力のある議会運営を図っていければあり

がたいかなと思ってますので、是非ともこの自治法の改正に乗っかってそれらを常任委員会という形でやっていくという事で受け皿を作っておくというのが私たちの任務かなと思ってますので、いい案をたくさん出していただいて、まとめていきたいなと思います。常任委員会の数と定数をイメージというか、組み立てていただいたら自ずとあとの条例については、どこを改正していけばいいのかという事になってくる。それと議員必携にも載ってますけど、常任委員会、私どもは今、任期は1年です。北海道の上川支所の議長会の視察を受けさせていただいたんですけども、ちょっと一年っていうのはな、というような意見もされてたことも事実なんです。色々議論があると思うんですが、常任委員会の任期は一年と条例で制定してますので、それらの事も合わせて検討していただければありがたいと思います。

三木委員 確認ですが、次回までに報告書で、自分がまとめてくればいいのか、それとも提出するの、どっち。

委員長 一応、メモ書き程度でどういう形、組立てという形をしていただければありがたいです。きちっとした文書を出していただいて、それでも結構ですし、例えば私はこういう常任委員会で5つやねん、4つやねん、定数はこうやというような事で、それはこういうメリットがあります、という形で色々議論させていただいて、同じ、仮に4つの委員会がいいという意見の方でも、今度はその一つ一つの委員会の定数がね、いやもう7人にするんや、6人の方がええとか。またその7人と6人の議論ってやっていって一番いい方法を、贅沢な言い方ですけど、いろんな、一人考えてるんやったら一つの方しか決まっていけない。それを一人ずつ出してもらって皆で議論する事でいいものが出るかなと、あっこういう事があるんだなという事で、最大限活用していきたい、そのように思ってます。

委員長 それでは、本件については、本日はここまでと、し引き続き審査をし



ていくことと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 それでは、①については引き続き審査をしていくこととして、本日は以上で終わります。

次に、その他についてを議題といたします。

委員の皆さんからの質疑、ご意見等はありませんか。

( な し )

委員長 議長はまだ帰ってきてませんので、議長は打ち合わせの段階ではないという事ですので、事務局の方からは何か。

( な し )

委員長 それでは、その他については終わります。

以上をもって本日予定いたしておりました案件は、全て終了いたしました。

委員会報告のまとめにつきましては、例により正副委員長にご一任いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは本日の議会運営委員会はこれをもって終了いたします。長時間にわたり、どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

( 午後4時14分 閉会 )

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_